

第3章

分野別に見た外交



第1節

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

【総論】

今日の国際的な安全保障環境は冷戦時代に比べ質的に変化しており、大国同士による紛争の蓋然性が低下する一方、大量破壊兵器やミサイルの拡散、国際テロや海賊事案の増加、さらには、貧困、環境、難民、麻薬、感染症といった地球規模の問題などの非伝統的な脅威も増大している。こうした中で、日本がその領土を保全し、国民の生命・財産を保護し、持続的な繁栄・発展を確保するためには、伝統的脅威のみならず、非伝統的脅威への対応も含めた、多面的な安全保障政策が求められる。具体的には、日米安全保障体制の維持・強化に加え、近隣国との安定した国際関係の増進に向けた外交努力や、国際社会の平和と安定に向けた取組、そしてこれらを支える適切な防衛力の整備を引き続き積極的に進めていくことが重要である。

日米安保体制は、戦後、アジア太平洋地域における安定と発展のための基本的な枠組みとして有効に機能し、日本及び極東に平和と繁栄をもたらしてきた。同時に、北朝鮮の弾道ミサイル及び核問題が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も朝鮮半島や台湾海峡をめぐる情勢等、不安定な要素が依然存在している。このような状況において、日本及び地域の平和と安全を確保するために、同盟国である米国と日米安保体制を一層深化させていくことは重要な課題である。2010年に現行の日米安保条約締結から50周年を迎える中、二国間関係はもとより、アジア太平洋地域やグローバルな課題における協力を強化し、日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させるために、日米両国で協議を進めている。

アジア太平洋地域では、政治・経済体制や文化・民族の多様性等を背景として、欧州に

おけるNATOのような多国間の集団防衛的な安全保障機構は発達せず、米国を中核とした二国間の安全保障取組の積み重ねを基軸として、地域の安定が維持されてきている。日本は、自国を取り巻く安定した安全保障環境を実現し、アジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、この地域における米国の存在と関与を前提に、二国間及び多国間の政治・安保対話の枠組み及び経済的な相互依存を強化するための枠組みを、重層的に整備し強化していくことが現実的で適切な方策であると考えている。

国連が果たす役割は以前にも増して重要となっている。国連は、唯一の普遍的かつ包括的な国連機関として、総会や安全保障理事会（安保理）を始めとする諸機関の活動を通じ、平和と安全の維持を図るとともに、諸国間の友好関係を発展させ、経済的、社会的、文化的、人道的な問題や人権の促進に関する国際協力を推進している。

日本は、国際社会において日本の国益を増進し、前述した課題に多国間の枠組みで対処するように、国連を積極的に活用し強化するため、安保理改革を始めとする国連改革の早期実現を目指すとともに、国連を始めとする国際機関における指導力を発揮し、人的・財政的貢献を行っている。

また、分野別の課題についても、日本は積極的に取り組んでいる。軍縮・不拡散については、日本は、かねてから安全保障環境を改善し、平和な世界を築く上での重要な課題として積極的に取り組んでいる。2009年は、安保理で史上初めて核軍縮・不拡散をテーマとした首脳会合が開催されるなど、国際的機運が高まる中、日本はNPTを基礎とする軍縮・

不拡散体制の維持・強化に向け、主導的な役割を果たしてきた。

このほか、日本の取組は、世界中で増加している地域紛争、テロ、国際組織犯罪についても主体的な役割を果たしている。また、海洋国家であり貿易立国である日本にとって海上の安全を確保することは、国家の存立・繁栄に直結する問題であるだけでなく、地域の経済発展を図る上でも極めて重要な課題である。特に、2009年のソマリア沖・アデン湾における海賊事件発生件数は217件であり、2008年に比べほぼ倍増していることに加え、ソマリア東方沖水域の海賊事件も増加している。海賊対策は引き続き国際的な課題であるとの考えから、海上の安全確保に向け、ソマリア沖・アデン湾への自衛隊の派遣に加え、周辺国の海上取締り能力の向上や地域協力、さらには、不安定なソマリア情勢の安定化という中長期的な観点からの取組を含めた多層的な取組を行っている。

依然として世界各地で問題になっている地域紛争や内戦については、平和構築の重要性が高まっている。日本は、紛争の再発防止や持続的な平和に向けた開発の基礎を築くことを念頭に置いた、紛争直後の緊急人道支援、和平プロセスの促進から紛争後の治安の確保、復興・開発に至る継ぎ目ない取組である平和構築を主要な外交課題の一つとし、国連PKO等への貢献、ODAを活用した現場における取組、知的貢献及び人材育成について、具体的な取組を推進してきている。

テロに関しては、国際社会は2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、テロ対策を最優先課題の一つと位置付け、国連やG8など多国間の枠組み、二国間協力や開発途上国の治安対策への支援を通じ、国際的なテロ対

策の強化を進展させてきた。日本はいかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認することはできないとの基本的立場である。

また、人の移動の拡大や情報技術（IT）の高度化に伴い、薬物犯罪、サイバー犯罪、資金洗浄（マネーロンダリング）等の国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）は、一層広域化・高度化している。問題解決のためには、一国だけでなく、国際機関や地域機関とも連携しながら一致して努力していくことが重要である。国連、G8、金融活動作業部会（FATF）^(注1)等において精力的な取組がなされており、日本も国際的な取組に積極的に参画している。

人権・民主主義は普遍的な価値であり、その基盤が各国において十分に整備されることは、平和で繁栄した社会の確立、ひいては、国際社会の平和と安定に資するものである。日本は、国連を始めとする多国間における人権・民主主義にかかわる取組と、人権対話や開発援助等を通じた二国間における取組を相互に連携させつつ、開発援助を通じた人権・民主主義基盤の整備などを通じ包括的に人権・民主主義外交の強化を図っていく考えである。

また、日本は、国際社会における「法の支配」の促進を外交政策の重要な柱の一つとして位置付け、様々な取組を積極的に行っている。国際社会における「法の支配」の確立は、国家間の関係の安定化、紛争の平和的解決、国内の「良い統治」を促進するものであり、日本の領土や海洋権益等の国益の確保や、個人や企業の国際的活動の保障のためにも重要である。

(注1) 1989年7月のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄対策の推進を目的に召集された国際的な枠組みで、日本を含め、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に33か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

1. 日米安全保障体制

(1) 在日米軍の兵力態勢の再編等

冷戦終結以降、国際テロ、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散など、新たな脅威が顕著となっている。米国は新たな安全保障環境における課題に対処するため、軍事技術の進展を活用し、より機動性の高い態勢を実現することを目標に、米軍の全世界的な軍事態勢の見直しを行っており、日本を含めた同盟国、友好国等と緊密に協議している。

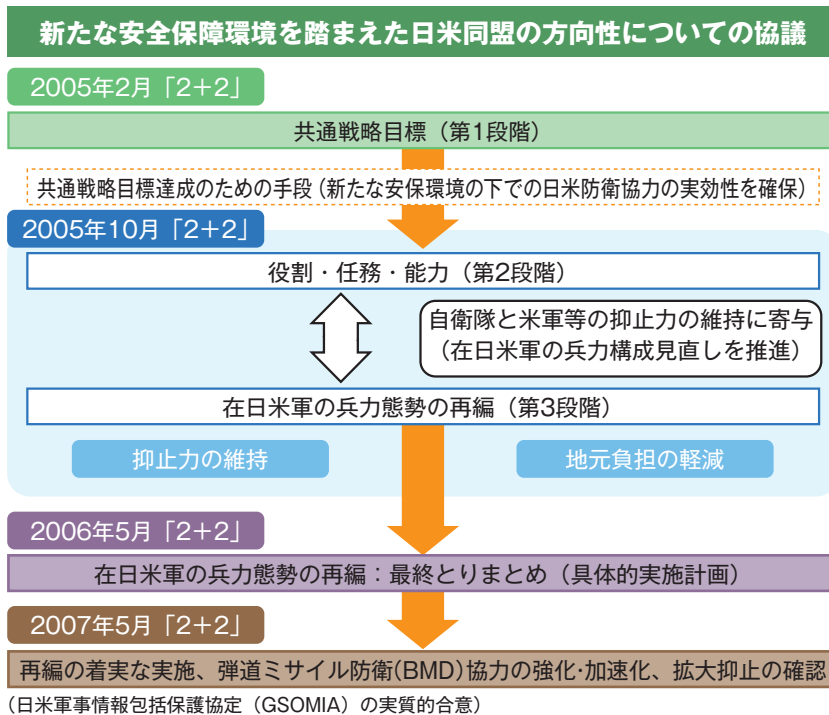
2006年5月に在日米軍の兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編の実施のための日米ロードマップ」）を発表したほか、2009年2月には在沖縄米海兵隊のグアム移転に係る協定が署名され、5月に国会の承認を経て、同協定を締結した。11月の日米首脳会談においても、鳩山総理大臣から、在日米軍再編は、抑止力を維持しつつ沖縄の負担を軽減する観点から、重要な課題であると認識している旨を述べた。普天間飛行場の代替施設に関しては、過去の日米合意などの経

緯を検証し、本件にかかわる問題を解決するため、二国間の閣僚レベルのワーキング・グループ会合を11月及び12月に開催した。日本政府としては、安全保障上の観点も踏まえ、地元負担をできるだけ軽減させるため、引き続き取り組んでいく考えである。

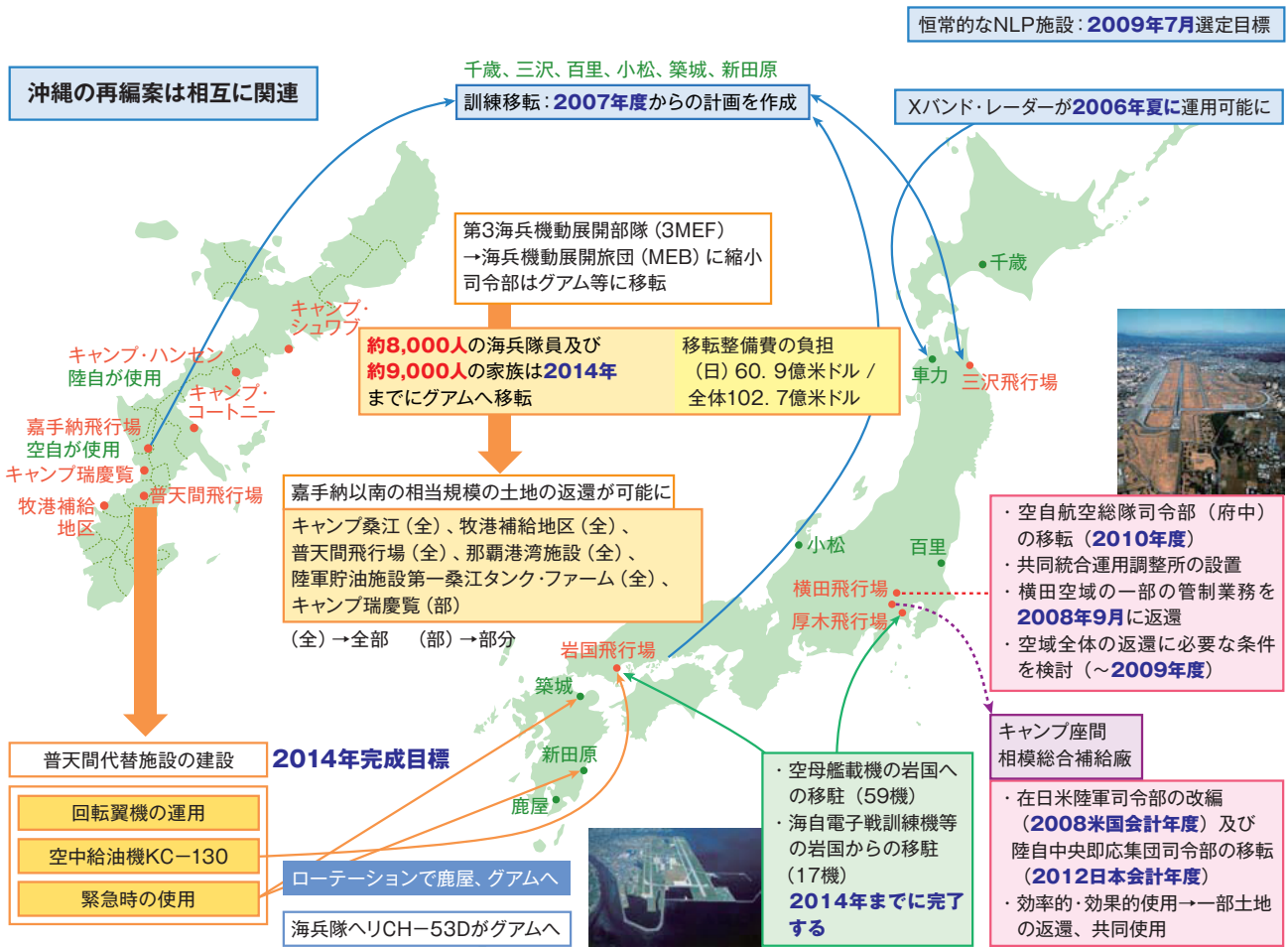


ゲイツ米国防長官との会談に臨む岡田外務大臣(左)
(10月20日、東京)

日米協議の全体像



在日米軍兵力態勢の再編



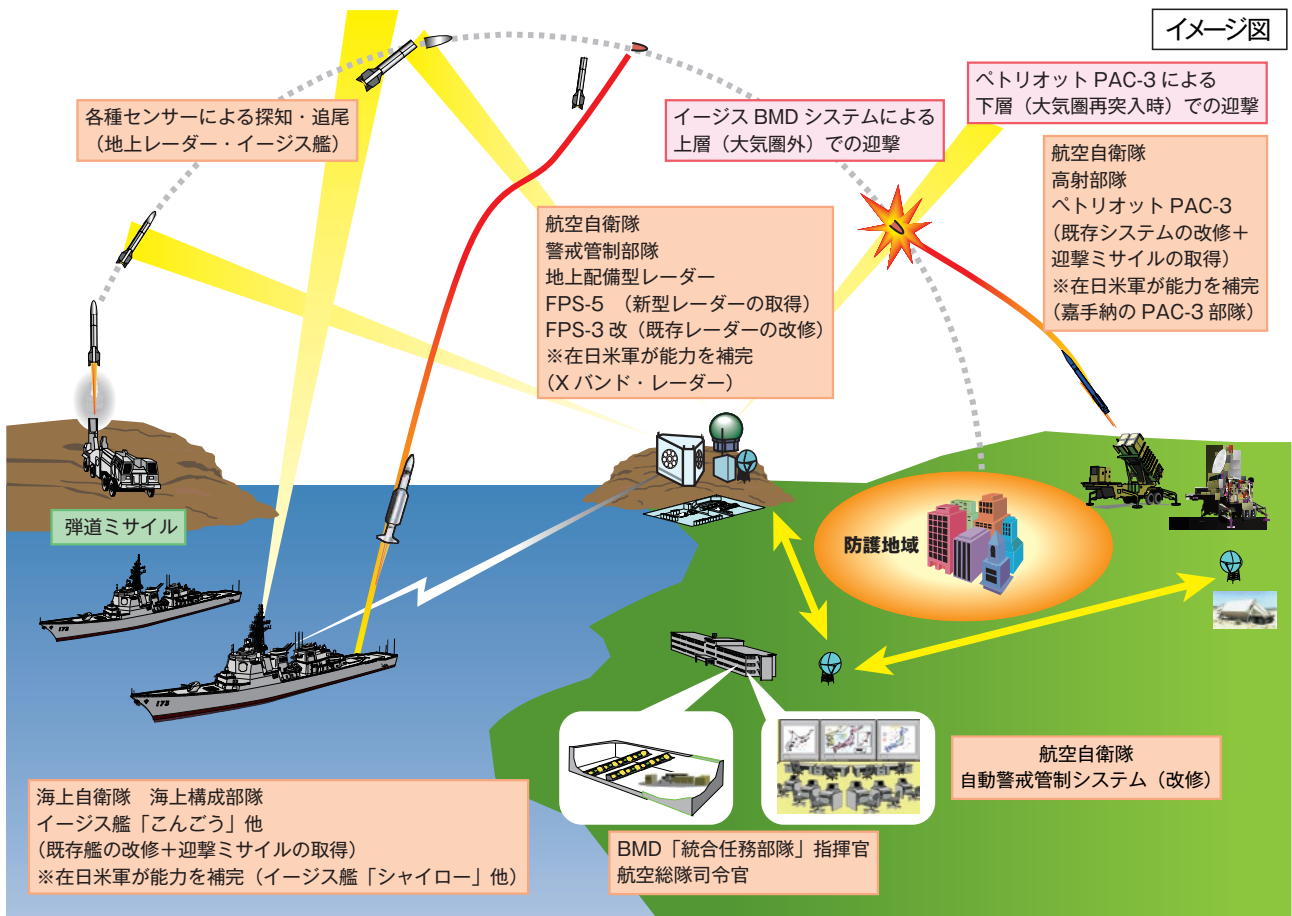
(2) 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃から日本国民の生命・財産を守るための、純粋に防衛的ではかに代替手段のない唯一の手段である。日本としては、北朝鮮による弾道ミサイル発射（2006年7月、2009年4月、7月）及び核実験（2006年10月、2009年5月）等の動きも踏まえ、米国との緊密な連携の下に、BMD協力にかかわる取組を強化・加速化することを通じて、日米安保体制の抑止力及び信頼性を一層向上させることが喫緊の課題となっている。

日本政府は、2003年12月にBMDシステムの整備を決定して以来、政策・運用・研究開発等のあらゆる面で米国との協力を図りつつ、その着実な整備に努めてきている。2007年5月の日米安全保障協議委員会（以下、

「2+2」会合）での議論を踏まえ、BMD運用・関連情報を直接、相互、リアルタイム及び常時共有するなど運用協力の強化、長距離型監視用レーダー（Xバンド・レーダー）及びペトリオット・ミサイル（PAC-3）の配備・運用、イージス艦搭載型迎撃ミサイル（SM-3）の防衛能力の継続的な強化等、BMDシステム能力の向上等についての日米間の協力が進められている。また、2007年から、日本自身の取組として、入間基地等においてPAC-3の展開を順次開始し、2008年9月には発射試験に成功した。SM-3については、2007年12月に日本初となる迎撃能力を有するイージス艦「こんごう」による発射試験、2009年10月にはイージス艦「みょうこう」による発射試験に成功した。

日本のBMD整備構想・運用構想



(3) 在日米軍駐留経費負担 (HNS)

日本政府は、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことが重要であるとの観点から、日米地位協定の範囲内で、米軍施設・区域の土地の借料、提供施設整備 (FIP) 費等を負担しているほか、特別協定を締結して、在日米軍の労務費、光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

2008年4月からの3年間を対象とする現行の特別協定 (2008年5月1日に発効) の内容は、①労務費については、前協定の枠組みを

維持し、前協定と同じ上限労働者数 (23,055人) とする、②光熱費については、日本側は、2009年度は約249億円に相当する光熱水料等を負担し、2010年度も同様の負担とする、③訓練移転費については、前協定の枠組みを維持する、④米国側は、上記の協定対象経費につき一層の節約努力を行う、となっている。また、日米両政府は、HNSをより効率的で効果的にするため、包括的な見直しを行うことでも一致している。

(4) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保のためには、在日米軍の活動が施設・区域周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍施設・区域が集中

する沖縄県の県民の負担を軽減することが重要であることについては、日米首脳会談、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。

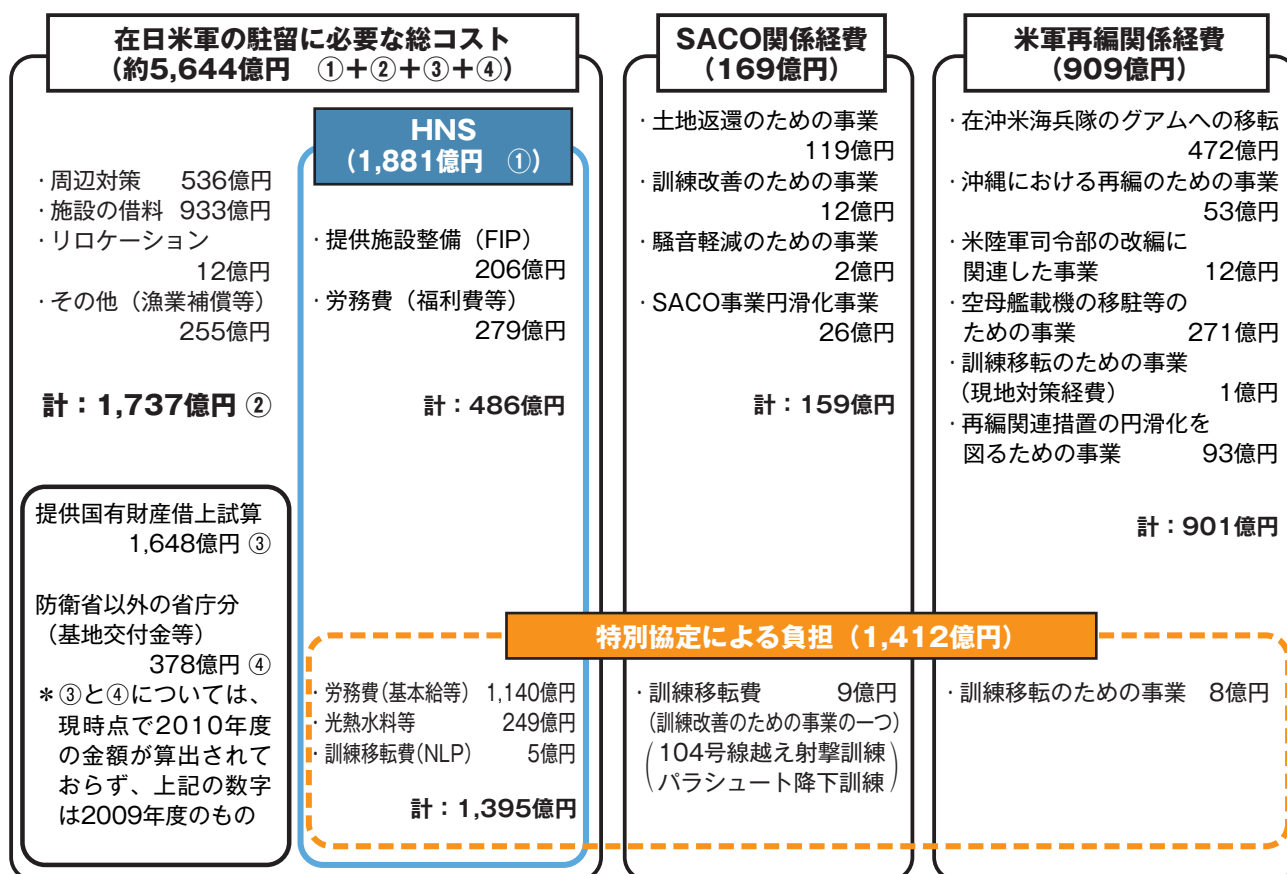
日本政府は、沖縄に関する特別行動委員会

(SACO) 最終報告の着実な実施に取り組んできており、2007年5月の「2+2」会合でも、同最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。さらに、在日米軍の兵力態勢の再編を通じて、在日米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減させることも重要であり、引き続き取り組んでいく方針である。

日米地位協定については、日米同盟を更に深化させるよう努めていく中で、ほかの喫緊の課題における進展や三党連立の政策合意も踏まえつつ、対応を検討していく考えである。

また、これまでも、様々な分野において具体的な改善策を積み重ねてきており、刑事裁判手続については、1995年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意により、殺人・強姦といった凶悪な罪を犯して拘禁された米軍人等の身柄引渡しを、起訴前に日本側が要請できる仕組みが作られた。さらに、2007年4月、日米両政府は日米合同委員会において、災害準備及び災害対応のための在日米軍施設・区域への立入りについて合意し、2008年5月には、在日米軍により脱走兵と認定された米軍人に関する通報体制について合意した。

在日米軍関係経費（日本側負担の概念図）＜2010年度予算＞



(注1) 特別協定による負担のうち、訓練移転費は、HNSに含まれるものとSACO関係経費及び米軍再編関係経費に含まれるものがある。

(注2) SACO関係経費とは、沖縄県民の負担を軽減するためにSACO最終報告の内容を実施するための経費、米軍再編関係経費とは、米軍再編事業のうち地元負担の軽減に資する措置に係る経費である。一方、HNSについては、日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していくことは極めて重要との観点から日本が自主的な努力を払ってきたものであり、その性格が異なるため区別して整理している。

(注3) 在日米軍の駐留に必要な総コストには、試算額や推計額が含まれている。

(注4) 個々の要素に係る数字は億円単位で四捨五入したものであり、その計数は符合しないことがある。

日米相互協力安全保障条約（日米安保条約）締結 50 周年

現行の日米安全保障条約は、2010年で締結から50年を迎えた。この節目の年に向けて、鳩山総理大臣及びオバマ米国大統領は、2009年11月の日米首脳会談において、日米同盟深化のための協議プロセスを開始することで一致し、2010年1月の日米外相会談をもって、同協議プロセスが開始された。また、署名50周年に当たる1月19日、鳩山総理大臣とオバマ米国大統領がそれぞれ談話を発出するとともに、日米安全保障協議委員会（「2+2」）による共同発表が発出された。日米両国はこの記念の年に、日本及びアジア太平洋地域における日米同盟の重要性を確認するとともに、グローバルな課題における日米協力を強化していく決意を新たに示した。そして、日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させていくための対話を強化していくことで一致した。

日米安全保障条約署名50周年（2010年1月19日）

鳩山総理大臣の談話（概要）

日米安保体制は、戦後今日まで、日本の自由と民主主義の下での平和と発展及びアジア太平洋地域の安定と繁栄に大きく貢献。依然として不安定、不確実な要素が存在する安全保障環境の下、日米安保条約に基づく米軍のプレゼンスは、地域諸国に安心をもたらす公共財としての役割を果たしていく。日米安保条約の50周年を記念する年に当たり、日米安保体制を中核とする日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させるべく、米国と共同作業を行い、年内に国民にその成果を示す。

オバマ米国大統領のステートメント（概要）

日米同盟は、アジア太平洋地域全体にとってのたぐいまれな恩恵を確保し、過去50年間の比類なき進歩を可能にした。日本の安全保障に対する米国のコミットメントは揺るぎない。共通の諸課題に対応するための両国の協力は、両国による世界への関与の極めて重要な一部分である。21世紀の日米同盟を再確認し、日米両国を結び付ける友好と共通の目的の絆を強化していく。

日米安全保障協議委員会による共同発表の概要

閣僚は、日米同盟が日米両国の安全と繁栄及び地域の平和と安定の確保に不可欠な役割を果たしていることを確認し、日米安保体制をさらに発展させるとともに新たな分野での協力を拡大することを決意。沖縄等の地元の基地負担を軽減するとともに、米軍の適切な駐留を含む抑止力を維持する現在の努力を支持し、これによって安全保障を強化し、日米同盟が引き続き地域の安定の礎石^{せき}であり続けることを確保。

日米両国は、アジア太平洋地域における地域的協力も強化、またグローバルな文脈での日米同盟の重要性を認識し、グローバルな脅威に対処していく上で、緊密に協力していく決意を改めて確認。

閣僚は、日米安全保障条約署名50周年に当たり、日米同盟を21世紀の変化する環境にふさわしいものとするのを改めて決意し、幅広い分野における日米安全保障協力をさらに推進・深化するために現在行っている対話を強化する。

2. 地域安全保障

(1) 二国間の枠組み

アジア太平洋地域における二国間の枠組みとしては、日本は、オーストラリア、カナダ、中国、インド、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、韓国、パキスタン、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、ベトナムなどとの間で、安全保障に関する対話や

防衛協力を行い、相互の信頼関係を深め、安全保障分野における協力関係を進展させるように努めている。特に、オーストラリア及びインドとは「安全保障協力に関する共同宣言」やその実施のための「行動計画」を作成し、積極的な協力を進めている。

(2) 多国間の枠組み

多国間の取組については、この地域の安全保障に関する唯一の政府間の枠組みであるARFを始め、ASEAN+3、EAS、ASEAN拡大外相会議（ASEAN・PMC）、ASEM等、多様な枠組みに参加し、多国間での対話・協力にも精力的に取り組んでいる。

これまでARFは、単なる意見交換の場としての域を出ず、実際的な協力はできないと言われてきたが、最近、具体的な協力を行う枠組みとしての整備が進みつつある。5月には、ARFとして初めてとなる災害救援をテーマとした実動演習がフィリピンで行われた（日本からは、外務省、防衛省・自衛隊、国際協力機構（JICA）から総勢100名を超える人員が参加）。日本は、ARFが着実に進展し、アジア太平洋地域の平和と安定に重要な役割を果たすことを期待し、積極的に貢献していく方針である。3月にはインドネシア及びニュージーランドと海上安全保障会期間会合を共催、6月にはカンボジアとPKO専門家会

合を共催した。

また、2011年3月にはインドネシアと第2回ARF災害救援実動演習を共催する予定であり、その意向を7月の第16回ARF閣僚会合で表明した。



日本の救援隊が参加したアセアン地域フォーラム（ARF）の災害救援合同演習（5月4日、フィリピン・マニラ 写真提供：AFP＝時事）

(3) 民間レベル（トラック2）の枠組みへの参加

日本は、政府間対話のみならず、安全保障に関する率直な意見交換の場としてトラック2の枠組みも積極的に活用している。

中でも、アジア安全保障会議（通称：「シャングリラ・ダイアログ」）は、アジア太平洋地域の国防大臣及び防衛・安全保障分野の政府関係者や有識者が一堂に会し、防衛問題や防衛・安全保障協力に関して議論する会合であり、また、アジア太平洋安全保障協力

会議（CSCAP）は、アジア太平洋地域の域内諸国の信頼醸成及び安全保障協力の枠組みを提供することを目的としている会合である。

日本は、こうした民間主催の会合を始めとする、各国の安全保障や防衛分野の会議に積極的に参加することにより、アジア太平洋地域の平和と安定のための基盤となる信頼醸成の促進に努めている。

3. 国連

(1) 概観

9月に開会した第64回国連総会には、就任直後の鳩山総理大臣及び岡田外務大臣が出席した。鳩山総理大臣は一般討論演説において、日本が、「友愛」精神に基づいて、世界経済・金融危機への対処、気候変動、核軍縮・不拡散、平和構築・開発・貧困、東アジア共同体の構築の分野で、世界の「架け橋」としての役割を果たし、安保理常任理事国入りを目指すとの決意を表明した。また、鳩山総理大臣は、国連気候変動首脳会合、核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合においても演説し、新政権の外交政策を世界に向けて力強く発信した。さらに、鳩山総理大臣は、潘基文事務総長、オバマ米国大統領、メドヴェージェフ・ロシア大統領、ブラウン英国首相等と会談を行った。岡田外務大臣はG8外相会合に出席したほか、クリントン米国国務長官、ミリバンド英国外相、スミス・オーストラリア外相、ヨー・シンガポール外相、モッタキ・イラン外相等と会談を行った。

日本は、2009年1月から加盟国中最多となる10回目の安保理非常任理事国の任期を務め、北朝鮮、イランの核問題、アフガニスタンなど、国際の平和と安全の維持にかかわる議論に力を発揮してきた。特に、北朝鮮問題については、5月の核実験を受け、すべての加盟国による北朝鮮との武器の取引の禁止の強化や、核・弾道ミサイル、またはそのほか

の大量破壊兵器の開発に関連する資産の凍結など、北朝鮮に対する制裁措置を強化する安保理決議（第1874号）の採択に向けた議論を全面的に主導した（第2章第1節1.（1）イ「北朝鮮による核・ミサイル問題」参照）。また、国連からの要請にこたえ、2010年2月からハイチのPKOミッションに自衛隊を派遣している。このように、日本は、安保理理事国として安保理における議論に積極的に参加・主導することで常任理事国を目指す国としてふさわしい役割を果たし、そうした努力も通じて安保理改革及び日本の常任理事国入りの早期実現に向けた機運をより一層高めていく考えである。

6月に、潘基文国連事務総長が実務訪問賓客として来日し、麻生総理大臣、中曽根外務大臣との会談を行った。また、8月には、デスコト第63回国連総会議長が外務省賓客として訪日し、中曽根外務大臣との会談等を行ったほか、広島と長崎の平和記念（祈念）式典、長崎での平和市長会議総会に出席し、献花・挨拶やスピーチを行った。

日本が国連・国際機関を通じた外交を力強く推進していくためには、国連の役割や日本の取組に関する国民の理解が不可欠であり、広報活動にも積極的に取り組んでいく考えである。



第64回国連総会出席時の鳩山総理大臣（左）と潘基文^{バンキムン}国連事務総長（9月23日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

(2) 安全保障理事会

安保理による国際の平和と安全の維持のための活動は、特に冷戦の終結以降、①PKOの設立、②多国籍軍の承認、③テロ対策、不拡散に関する措置の促進、④制裁措置の決定等多岐にわたっている。安保理決議に基づくPKOや多国籍軍の任務は、停戦監視等を中心とした活動（ゴラン高原等）から、民主的統治、復興、警察支援等（ハイチ、東ティモール、アフガニスタン等）まで、多様性を増している。また、大量破壊兵器の拡散、テロ等の新たな脅威に有効に対処するため、下部機関を設置し、各国による関連安保理決議の実施を支援している。このように、国際社会における平和と安全の確保のため、安保理が果たす役割は拡大している。

日本は、2008年10月に行われた安保理非常任理事国選挙において、加盟国中最多となる

10回目の当選^(注1)を果たし、2009年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めている。



安保理議場において、日本政府を代表して中東問題についてステートメントを行う伊藤外務副大臣（5月11日、米国・ニューヨーク）

(3) 安保理改革

安保理の構成は、その役割の拡大にもかかわらず、国連発足後60年以上の間、基本的には変化していない。このような状況の中、国際社会では、安保理の「代表性改善」と「実効性向上」の二つの側面から、その構成を早期に改革すべきとの認識が共有されている。

安保理改革は、各国の利害・思惑^{わく}の対立が絡み、調整が困難な課題であるが、改革実現に向けた機運は継続しており、国連においては、現在総会非公式本会議で、政府間交渉が継続している。

日本は、常任・非常任議席双方の拡大を通じた安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを国連外交の重要課題の一つと位置付け、①安保理理事国の構成を今日の国際社会をより正確に反映し、国際社会を代表するにふさわしいものに改めること、また、②国際の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常任理事国となり、常に安保理の意思決定に参加することが必要との立場を主張している。

日本が常任理事国となることにより、主要な国際問題に関する意思決定過程に深く、か

つ恒常的にかかわることが可能となり、日本の国益をより一層効果的に確保できる。日本はこれまでも平和の定着や国づくり、人間の安全保障、軍縮や不拡散等の様々な分野において国際社会への貢献を行ってきており、また、財政面における国連への貢献も世界第2位と極めて大きい。常任理事国となることにより、日本は、これらの貢献にふさわしい地位を確保するとともに、日本独自の外交理念を一層推進し、国際の平和に更なる貢献をすることが可能になる。

イ 安保理改革の早期実現に向けた各国への働きかけ

日本は、2009年も様々な機会をとらえ、各国の首脳・外相等に対し、安保理改革の早期実現の必要性を訴え、各国の理解と支持を広げる努力を行った。9月には鳩山総理大臣が第64回国連総会一般討論演説において、安保理の常任・非常任議席双方の拡大と日本の常任理事国入りを目指し、そのための安保理改革に関する政府間交渉に積極的に取り組んでいくとの決意を表明した。さらに、様々な国

(注1) 2009年10月に行われた選挙で、ブラジルも日本と並んで加盟国中最多となる10回目の当選を果たしている。

際会議や二国間首脳・外相会談において、安保理改革の必要性につき認識が共有され、改革の早期実現に向け、各国と協力を継続していくことを確認した。

□ 第63回国連総会会期（～2009年9月）における動き

2009年2月から、国連総会非公式本会議で政府間交渉が開始され、①拡大する議席の種類、②拒否権、③地域代表性、④拡大後の規模、⑤安保理の作業方法及び安保理と総会との関係などについて、合計3ラウンドにわたり会合が開催され、加盟国間で活発な議論が行われた。中でも、①に関しては、発言国のうち大多数が常任・非常任双方の議席拡大を支持しており、安保理の実質的な改革を求める声が強いことが明らかになっている。9月の会期末には、第64回国連総会でも引き続き政府間交渉において安保理改革の議論を行っ

ていくことを決定した。

八 第64回国連総会会期（2009年9月～）における動き

9月23日から29日まで国連総会においては、191か国の首脳・外相等が一般討論演説において、約100か国が安保理改革の必要性について発言を行った。また、11月に開催された安保理改革に関する総会審議においても、常任・非常任議席双方の拡大を支持する発言が多く、国から行われた。12月には、政府間交渉の第4ラウンドが開始され、改革の実現に向け、引き続き議論が行われている。

日本としては、引き続き政府間交渉に積極的に参加するとともに、様々な機会をとらえて主要国を始め各国と意見交換を行いつつ、安保理改革の早期実現及び日本の常任理事国入りを目指す考えである。

(4) 国連行財政

イ 国連予算

国連の活動を支える予算は、各国に義務的に割り当てられる分担金（通常予算、PKO予算、旧ユーゴスラビア及びルワンダICC予算）と各国が政策的に拠出する任意拠出金から構成されている。

2008/2009年度の国連通常予算^(注2)については、インフレ・為替変動、イラクやアフガニスタンの特別政治ミッション等の経費増により2年間で約47.9億米ドルとなった。2010/2011年度の国連通常予算については、当初、前年度予算に対し約17%増の予算案が提示されたが、国連総会（第5委員会）による綿密な審議の結果、国連職員の安全・保安強化に関する提案等、喫緊かつ優先度の高い経費増を認めた上、総額約51.6億米ドル（前年度比約6%増）の予算が決定され、過去最大規模となった。また、PKO予算については、国連中央アフリカ・チャド・ミッション(MINURCAT)等の大規模ミッションの予算増により、2009/2010年度（7月～翌年6月の単年予算）は同じく過去最大規模の約77.3億米ドル、1年当たりでは通常予算の約3倍となった。

日本は、厳しい財政事情の中、2009年国連通常予算分担金は約4.1億米ドル、2008年国連PKO予算分担金は約12.6億米ドルと加盟国中2番目の財政貢献を行っており、主要財政負担国として、国連に限られた予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行っている。

□ 国連分担率交渉

2009年は、3年ごとに決定される国連通常予算分担率及び9年ぶりの見直しとなるPKO分担率の交渉年という重要な一年であった。国連の分担率は、基本的には各加盟国の支払能力に基づくものとされており具体的な算出方法については3年前の交渉の結果、国民総所得（GNI）の加盟国計に対する各国の比率に各種調整を行った算定方式が適用されている。日本政府は今回の分担率交渉に当たって、支払能力の原則に照らして衡平な分担率を目指し、これを実現するため算定方式の見直しの議論に臨んだ。EUグループが経済成長著しい新興経済国（BRICs）の負担増を求める提案を行う一方、金融・経済危機の

(注2) 国連の会計年度は偶数年1月から翌年12月までの2年間。

影響を受けている途上国グループ（G77+中国）が米国の分担率上限（シーリング、22%）の引上げを求める提案を行うなど、各国の主張と利害が交錯し、交渉は難航を極めた。最終的には、2010/2012年の次期3年間に適用される国連通常予算分担率は、現行算定方式に基づく分担率とし、算定方式の要素につい

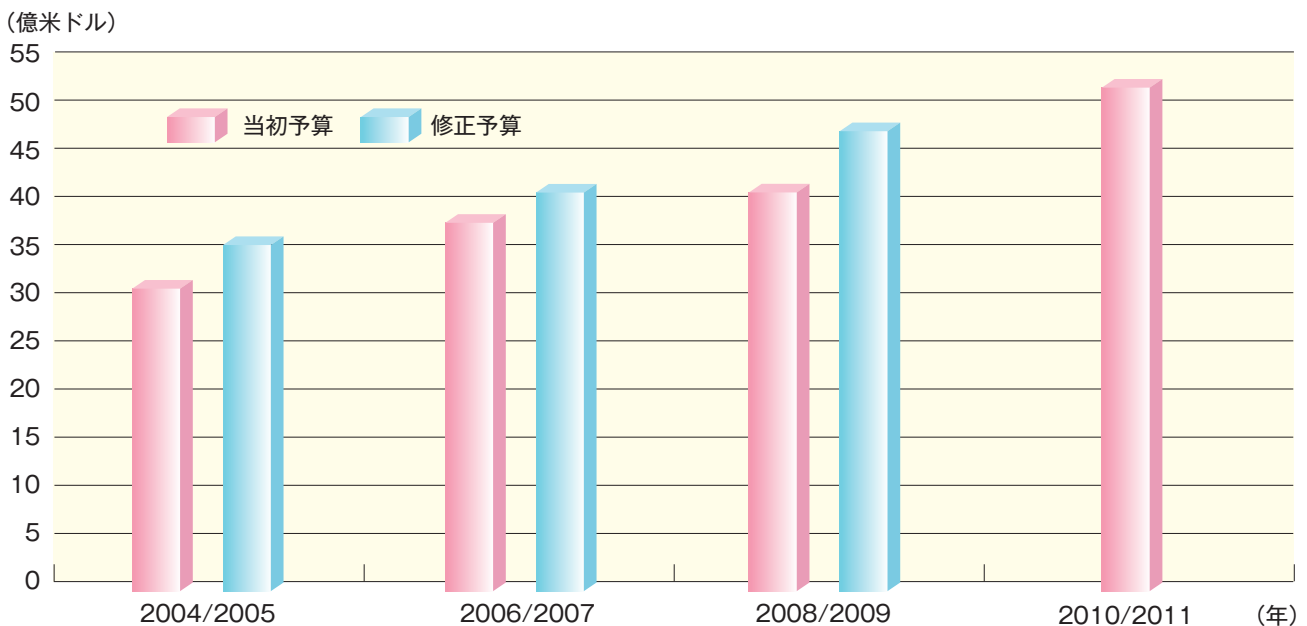
て可能な限り早期に見直しを行うことで合意が得られた。その結果、日本の新たな国連通常予算分担率及びPKO分担率は12.530%となり、従来の16.624%から約4ポイント減少（加盟国中最大の引下げ）することとなった。なお、日本は米国に次いで引続き加盟国中第2位の分担率となっている。

主要国の国連通常予算分担率

順位※	国名	2007-2009年	2010-2012年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	±0%
2	日本	16.624%	12.530%	-4.094%
3	ドイツ	8.577%	8.018%	-0.559%
4	英国	6.642%	6.604%	-0.038%
5	フランス	6.301%	6.123%	-0.178%
6	イタリア	5.079%	4.999%	-0.080%
7	カナダ	2.977%	3.207%	+0.230%
8	中国	2.667%	3.189%	+0.522%
14	ブラジル	0.876%	1.611%	+0.735%
15	ロシア	1.200%	1.602%	+0.402%
27	インド	0.450%	0.534%	+0.084%

※2010-2012年の順位を記している。

国連通常予算の推移



(5) 国際機関で働く日本人

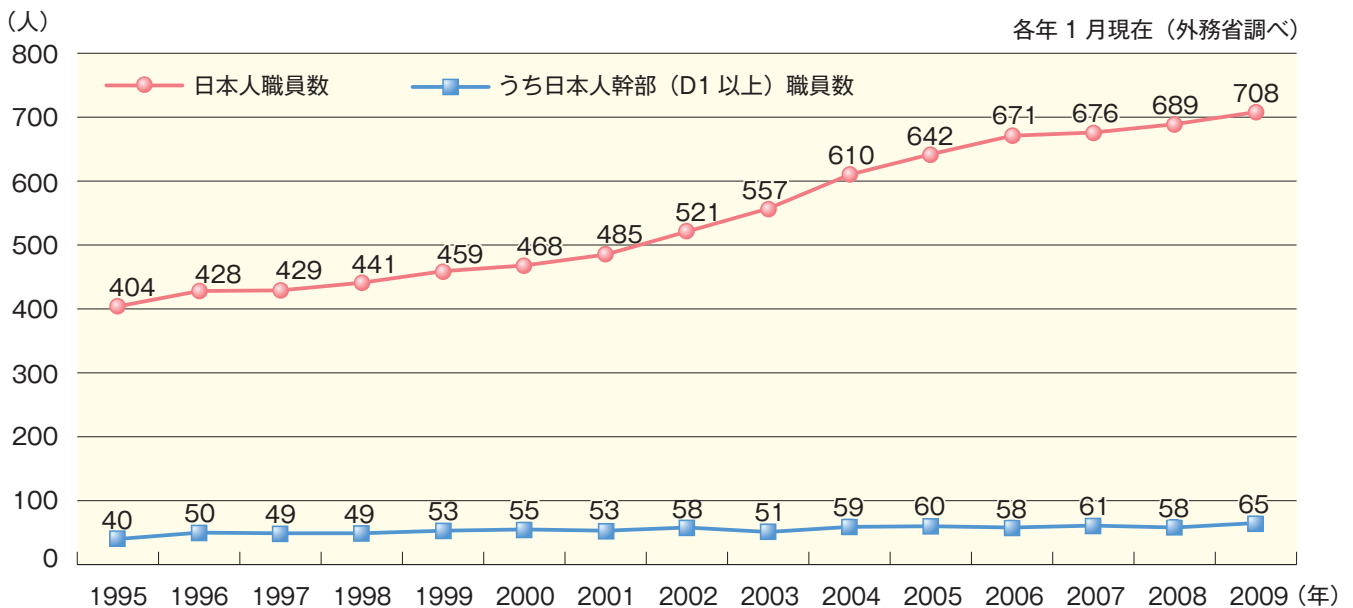
国際社会では、政治・安全保障体制を脅かすテロや紛争に加え、急速なグローバル化の進展に伴って深刻化してきた環境破壊、人権侵害、貧困、感染症等、地球規模の諸問題への対応がますます重要になってきている。

こうした中で、国際機関の果たすべき役割は更に重くなり、国連等の国際機関で働く国際公務員の任務と責任も重要なものになっている。国際社会の主要国である日本としては、国際機関においてもその地位に見合った役割を果たしていきたいと考えており、その一つの方法として、国際機関における日本人職員を増強するため、優秀な人材の発掘や、日本人職員の採用・昇進に向けての国際機関に対する働きかけを行っている。

具体的な取組としては、外務省の国際機関人事センター^(注3)を通じたJPO (Junior Professional Officer) 派遣制度^(注4)の実施、国際機関による採用ミッションの積極的招致、日本国内における広報活動等を行っている。こうした取組の結果、国連関係国際機関の日本人職員(専門職以上)は708人(2009年)となり、2001年の481名から5割近く増加しており、また、その中には、選挙で選出された国際機関の長^(注5)を始めとした幹部職員がいるが、その数は53名から65名と2割以上増加している(図表「国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移(専門職以上)」参照)。これらの日本人職員は、本部に加えイラク周辺やアフガニスタン等の紛争地域のほか、日本を含むアジアやアフリカなどの国々で、様々な分野において活躍しており^(注6)、外務省は、引き続き、更なる人材発掘と国際機関への働きかけを行っていく方針である。

こうした取組の結果、国連関係国際機関の日本人職員(専門職以上)は708人(2009年)となり、2001年の481名から5割近く増加しており、また、その中には、選挙で選出された国際機関の長^(注5)を始めとした幹部職員がいるが、その数は53名から65名と2割以上増加している(図表「国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移(専門職以上)」参照)。これらの日本人職員は、本部に加えイラク周辺やアフガニスタン等の紛争地域のほか、日本を含むアジアやアフリカなどの国々で、様々な分野において活躍しており^(注6)、外務省は、引き続き、更なる人材発掘と国際機関への働きかけを行っていく方針である。

国連関係機関に勤務する日本人職員数の推移(専門職以上)



(注3) 国際機関人事センターホームページ <http://www.mofa-irc.go.jp/>

(注4) 国際機関で働くことを志望する者を日本政府の経費負担で原則2年間、国際機関に派遣し、職務経験を積むことにより正規職員への道を開くことを目的とした制度。2009年1月現在で98名が派遣されている。

(注5) 国際機関加盟国による選挙で選出された国際機関の長では、天野之弥IAEA事務局長及び田中伸男IEA事務局長等がいる(2009年12月現在)。

(注6) 日本国内にも多くの国際機関が駐日事務所を有している。詳細は外務省ホームページ参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

4. 軍縮・不拡散・原子力

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、日本国憲法にうたわれる平和主義の理念に基づき平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として、軍縮・不拡散に取り組んできている。この対象となるのは、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器をさす）・ミサイルとそれ以外の通常兵器である。

核兵器に関しては、核の惨禍を二度と起こさないという唯一の被爆国としての決意から、核兵器や紛争のない平和な世界の実現を目指し、主体的な外交努力を行っている。核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用を扱うNPTを基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制は、近年、北朝鮮やイランの核問題、核兵器を用いたテロの危険の増大、原子力の利用の拡大に伴う核物質拡散の潜在的な危険の増大等、重要な課題に直面している。同体制の堅持・強化は喫緊の課題であり、そのために日本は、NPT体制の運用について検討する作業プロセスに積極的に参加するとともに、NPT体制の実効性を担保するための検証や原子力の平和的利用の推進等を担うIAEAの活動に対し、支援・協力を行っている。

核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器については、それらの生産・保有等を禁止する生物兵器禁止条約（BWC）及びCWCが発効しており、その強化と普遍化に向けた努力を行っている。

また、通常兵器についても、クラスター弾や対人地雷といった非人道的な兵器の使用を禁止する条約の作成と強化、不発弾除去や小型武器回収といった被害国でのプロジェクトの実施や、各国の軍備の透明性を高めるための諸努力に取り組んでいる。

その他の多国間の枠組みとしては、軍縮分野で唯一の多国間交渉機関であるジュネーブ軍縮会議（CD）において、新たな条約交渉に向けた議論等が行われている。それ以外にもG8、国連等の様々な枠組みを通じた活動が行われている。また、大量破壊兵器やその運搬手段たるミサイル、通常兵器、さらにはその関連物資や関連汎用品等が拡散懸念国やテロ組織に拡散しないよう、供給者サイドから規制を行うための輸出管理の多国間の枠組み（輸出管理レジーム）に基づく各国の取組が以前にも増して重要となっている。さらに近年は、米国同時多発テロ事件を契機として、国家のみならず非国家主体（テロリストなど）への核兵器や核物質の移転の防止等（核セキュリティ）に関し、国際社会全体による取組の強化にも重点が置かれている。

日本は、これらの多国間の枠組みを通じた取組に加え、二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っており、二国間原子力協定の締結等による原子力の平和利用の促進やロシアの退役原子力潜水艦の解体支援等、その活動は多岐にわたっている。



核不拡散・核軍縮に関する国連安全保障理事会首脳会合で演説する鳩山総理大臣（左から2番目、左は岡田外務大臣）
（9月24日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

(2) 核軍縮

イ 核兵器不拡散条約 (NPT)

5月に、ニューヨークにおいて開催された2010年NPT運用検討会議第3回準備委員会では、次回運用検討会議の暫定議題等の手続事項に合意が得られた。運用検討会議に向けた勧告案についても、その採択こそ見送られたものの、実質的な議論が行われた。

ロ 包括的核実験禁止条約 (CTBT) (注1)

9月、ニューヨークにおいて開催された第6回CTBT発効促進会議に岡田外務大臣が出席し、未署名・未批准の発効要件国に対する働きかけの強化及び包括的な検証体制整備のための協力強化をうたったCTBT発効促進イニシアティブを発表した。

ハ ジュネーブ軍縮会議 (CD)

CDでは、5月、1998年以来11年ぶりにカットオフ条約(注2)交渉開始を含む作業計画に合意した。しかし、続いて行われた作業計画の実施に必要な決定案についての協議は、パキスタンの修正要求により合意に至らず、合意された作業計画の2009年中の実施は見送られることとなった。

ニ 米露核軍縮交渉

世界に存在する核兵器のうち、圧倒的な数を保有している米露の間では、モスクワ条約の下で、配備戦略核弾頭の削減が行われている。12月に詳細な検証規定を有し、モスクワ条約(注3)の基盤となっていた第一次戦略兵器削減条約 (START I) (注4) が失効したが、その後も米露間で更なる核弾頭数・運搬手段数削減や検証・査察などに関する交渉が進められている。

ホ 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会 (ICNND)

日豪首脳の合意に基づく共同イニシアティブとして発足したICNNDは、2010年NPT運用検討会議の成功と核兵器のない世界に向けた具体的な勧告等を提示することを目的に、4回の本会合及び4回の地域会合(注5)を開催した。12月15日、東京においてその結果を取りまとめた報告書が、ICNND委員会の共同議長を務める川口元外務大臣及びエバンズ元オーストラリア外相から、鳩山総理大臣及びラッド・オーストラリア首相に提出された。

ヘ その他多国間での取組

7月に行われたG8ラクイラ・サミット(於：イタリア)では、核兵器のない世界に向けた状況をつくることなどを約束した成果文書が発表された。9月の核不拡散・核軍縮に関する国連安保理首脳会合には、日本から鳩山総理大臣が出席し、唯一の被爆国として日本には核軍縮を推進する道義的責任があることなどを宣言する演説を行った。同会合では、核軍縮・核不拡散・原子力の平和的利用・核セキュリティ(いわゆる核テロ対策)を幅広く網羅した安保理決議第1887号が採択された。12月には、日本が1994年から毎年国連総会に提出している核軍縮決議案(注6)が圧倒的支持を得て採択された。8年間反対を続けていた米国が、初めて共同提案国となった上で賛成に回った。このほか、日本は、ソ連崩壊に伴う頭脳面での拡散防止のための国際科学技術センター(ISTC)に参加し、大量破壊兵器の研究開発に従事していた科学者・研究者等の民生転換を支援している。

(注1) 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる空間における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されるものの、発効要件国44か国のうち、米国、中国、インドネシア、エジプト、イラン、イスラエルが未批准、北朝鮮、インド、パキスタンが未署名のために、未発効。

(注2) 核兵器国及びNPT非締約国(インド、パキスタン、イスラエル)の核能力を凍結することを目的とし、爆発装置の研究・製造・使用のための高濃縮ウラン及びプルトニウム等の生産禁止等を内容とする条約構想。

(注3) 「モスクワ条約(戦略攻撃能力削減に関する条約：SORT：Strategic Offensive Reduction Treaty)」。米露の配備戦略核弾頭数を2012年末までに1,700～2,200発に削減することを規定。

(注4) 「第一次戦略兵器削減条約(Strategic Arms Reduction Treaty I)」。大陸間弾道ミサイル(ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)及び重爆撃機の運搬手段の総数、配備戦略核弾頭数の総数等を制限する米ソ(露)間の条約。また、同条約は詳細な検証・査察規定を有しており、後に発効したモスクワ条約ではSTART Iを準用しているため、その後継条約について米露間で交渉が進められていたが、2009年12月5日に失効した。

(注5) 本会合は、シドニー、ワシントン、モスクワ及び広島で開催。地域会合は、中南米(於：サンティアゴ)、北東アジア(於：北京)、中東(於：カイロ)及び南アジア(於：ニューデリー)で開催。

(注6) 日本は、1994年以降毎年、核廃絶に向けた漸進的・現実的アプローチのとり、「全面的核廃絶」に向けた核軍縮決議案を国連総会に提出し、国際社会の圧倒的支持を得ている。2009年は、核軍縮決議案「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を提出し、国連総会で賛成171、反対2(インド、北朝鮮)、棄権8の圧倒的多数の支持を得て採択された。

ト その他二国間での取組

様々な国との間で二国間軍縮・不拡散協議を行い、協力関係を深めた。また、核軍縮・不拡散と日本海的环境汚染防止の観点から、

日露非核化協力委員会を通じて、ロシア退役原子力潜水艦解体支援関連事業^(注7)を実施している。

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質等を含む）の軍縮・不拡散体制の概要

	大量破壊兵器			大量破壊兵器の 運搬手段(ミサイル)	通常兵器 (小型武器、対人地雷等)	
	核兵器	生物兵器	化学兵器			
軍縮・不拡散のための条約等	核兵器不拡散条約(NPT)(★)(190) 1970年3月発効	生物兵器禁止条約(BWC)(163) 1975年3月発効	化学兵器禁止条約(CWC)(★)(188) 1997年4月発効	弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)※(130) 2002年11月採択	特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)(108) 1983年12月発効	国連小型武器行動計画(PoA)※ 2001年7月採択
	IAEA包括的保障措置協定(NPT第3条に基づく義務)(★)(163) 1971年2月モデル協定採択				対人地雷禁止条約(156) 1999年3月発効	トレーシングに関する国際文書※
	IAEA追加議定書(★)(94) 1997年5月モデル議定書採択					クラスター弾に関する条約 2010年8月発効予定
輸出管理体制	包括的核実験禁止条約(★)(未発効)(CTBT) 1996年9月採択 (批准国数:151、発効要件国44か国中35か国が批准)					
	原子力供給国グループ(NSG)(46) 原子力専用品・技術及び関連用品・技術 1978年1月設立	オーストラリア・グループ(AG)(40) 生物・化学兵器及び関連用品・技術 1985年6月設立		ミサイル技術管理レジーム(MTCR)(34) ミサイル本体及び関連用品・技術 1987年4月設立	ワッセナー・アレンジメント(WA)(40) 通常兵器及び関連用品・技術 1996年7月設立	
新しい不拡散イニシアティブ	拡散に対する安全保障構想(PSI) 2003年5月31日立ち上げ					

(注1)図表中の(★)は検証メカニズムを伴うもの。
 (注2)()内の数字は2009年12月現在での締結、批准、加盟国数。
 (注3)通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足。
 (注4)※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

(注7) 本事業は、2002年6月のG8カナナスキス・サミットにおいて合意された、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されているもの。6隻の退役原子力潜水艦解体協力の実績がある(「希望の星」事業)。

(3) 不拡散

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル問題は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、特に核問題は国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。2002年10月にウラン濃縮計画の保有を認めたことを契機として核問題が深刻化し^(注8)、2006年7月にテポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射、10月に核実験実施発表に至った。2007年から2008年にかけて寧辺^{ヨンピョン}の3つの核施設（5 MW実験炉、再処理工場及び核燃料棒製造施設^{メガワット}）の無能力化作業への着手及び核計画についての申告もなされたが、2009年4月にミサイルを発射、5月に2回目の核実験を実施し、6月に新たに抽出されるプルトニウム全量の兵器化及びウラン濃縮作業着手を発表した。7月には複数発の弾道ミサイル発射、9月には試験的ウラン濃縮が最終段階に達した旨を宣明する書簡を国連安保理議長あてに送付し、11月には使用済核燃料棒の再処理を成功裏に終了した旨を発表するなど、強硬姿勢を強めている。日本は、2005年9月の六者会合共同声明に明記された、北朝鮮の「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」に向けた措置が着実に実施されるよう、引き続き関係国とともに努力していく考えである。

また、IAEA^(注9)に無申告のウラン濃縮関連活動が2002年に発覚したイランの核問題も、国際的な核不拡散体制への重大な挑戦であり、2003年以降、当該活動の停止等を求める累次のIAEA理事会決議^(注10)及び国連安保理決議^(注11)が採択されてきた。IAEAとの協議を通じて策定された「未解決の問題」を解明するための「作業計画」（2007年8月）の

実施以降も、「疑わしい研究」の解明は一向に進んでいない上、2009年9月には、新たなウラン濃縮施設が明らかになるなど、イランは依然として国連安保理決議に反してウラン濃縮関連活動を継続・拡大している。11月には、IAEAは、2006年2月以来となるIAEA理事会決議を採択し、IAEAへの完全な協力や、未申告の核関連施設建設を行っていないことをIAEAに保証することを求めた。日本は、関係国と緊密に連携しつつ、イランとの独自の関係に基づく働きかけを継続し、核問題の平和的・外交的解決に向け努力していく考えである（詳細については第2章第6節3.イランを参照）。

シリアによるIAEA保障措置^(注12)の履行に関する問題も、2008年11月以降、IAEA理事会において取り上げられている。

ロ 大量破壊兵器等の拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化のため様々な外交努力を行っている。IAEAは、原子力の平和的利用の促進と原子力の軍事的利用への転用防止を目的とする国際機関であり、日本はIAEA指定理事国^(注13)としてその活動に人的・財政的貢献を行っている。7月に行われたIAEA事務局長選挙においては、天野之弥在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が当選を果たし、9月の総会による承認を経て、12月に日本人として、またアジアから初めて第5代IAEA事務局長に就任した。IAEAの保障措置は、核物質等が軍事的目的に資するような方法で利用されないことを確保するための検認制度であり、また、国際的な核不拡散体制の中核的な措置である。日本はより多

(注8) 2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、その後、北朝鮮は、1994年10月に米朝間で署名された「合意された枠組み」の下で凍結していた5MW(メガワット)の実験炉を再稼働させ、使用済核燃料の再処理を再開した。

(注9) IAEA(International Atomic Energy Agency)は、1957年に設立され、その事務局はウィーンに所在。最高意思決定機関は全加盟国で構成され年1回開催される総会であり、総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2009年12月現在、151か国が加盟。

(注10) 2003年9月のIAEA理事会決議や10月のEU3(英国、フランス、ドイツ)とのテヘラン合意を受け、イランは濃縮関連活動の停止の約束のほか、保障措置に関する是正措置やIAEA追加議定書の署名など一時的には前向きな対応を見せたものの、同活動を継続した。また、11月のEU3とのバリ合意により同活動を停止したものの、2005年8月には再開している。

(注11) 国連安保理決議第1696号(2006年7月31日採択)、決議第1737号(2006年12月23日採択)、決議第1747号(2007年3月24日採択)、決議第1803号(2008年3月3日採択)、及び決議第1835号(2008年9月27日採択)を指す。決議第1696、1737、1747、1803号は、国連憲章第7章下で、イランに対し、すべての濃縮関連・再処理活動及び重水関連計画の停止、未解決の問題の解決等のため、IAEAに対するアクセス及び協力を提供することを義務付け、また、追加議定書の迅速な批准を要請している。さらに、決議第1835号は、イランに対しこれら4本の決議の義務を遅滞なく遵守するよう求めている。5本の決議のうち、決議第1737、1747、1803号は、核関連物資の対イラン禁輸やイランの核・ミサイル関連個人・団体の資産凍結等の憲章第7章41条下のイランに対する制裁措置を含んでいる。

(注12) IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察等の手段により検認活動を行うもの。NPT締約国たる非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内のすべての核物質について保障措置を受け入れる(包括的保障措置)ことが求められている。

(注13) IAEA理事会会で指定される13か国で、日本を始めG8等の原子力先進国が指定されている。

くの国が追加議定書^(注14)を締結するよう様々な協議の場で各国に働きかけており、IAEAと協力し、追加議定書締結に向けた地域セミナーへの人的・財政的支援を実施している。

輸出管理体制は、兵器やその関連汎用品^(はん)の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々による輸出管理の協調のための枠組みであり、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル^(注15)、通常兵器のそれぞれに関する多国間の輸出管理レジームが存在するが、日本はこれらすべて

に参加・貢献している。

このほか、日本は、「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」^(注16)への積極的な参加に加え、不拡散体制への理解促進と取組の強化を目指し、他国への働きかけを行っており、2003年度からアジア不拡散協議 (ASTOP)^(注17)を、また、1993年度からアジア輸出管理セミナー^(注18)をそれぞれ開催するなど、拡散問題に対する地域的取組の強化を率先して進めている。

(4) 原子力

イ 多国間での取組

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性から、発電過程で温室効果ガスを排出しない原子力発電が再評価されており、その拡充及び新規導入を計画する国が増加している（「原子力ルネサンス」）。IAEA等によれば、現在原子力発電を稼働している30か国中26か国が新規原子力発電所の建設を計画しており、40か国以上が原子力発電の新規導入に関心を示している。一方で、原子力発電に利用される技術や機材、核物質は軍事転用が可能であることから、核拡散、核テロリズム及び原子力事故といった危険への対応が国際社会の大きな課題となっている。

日本は、原子力の平和的利用において、核不拡散、原子力安全、核セキュリティの「3S」^(注19)の確保が不可欠との立場に立ち、二国間、多国間の枠組みを通じて、「3S」を国際社会の共通認識とするための外交を展開している。

「3S」のうち、特に核セキュリティは、2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降国際的な関心が高まっており、様々な取組が行われてきている。2006年には、米露の主導により「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」^(注20)が開始された。日本はこのイニシアティブを支持しており、関連する会合に参加し、グローバルな核テロ対策強化のための協力を行っている。また、日本は地域レベルでの核セキュリティ強化のための取組も行っている。2010年1月に、東京においてIAEAとの共催により「アジア諸国における核セキュリティ強化に関する国際会議」^(注21)を開催し、アジア諸国における核セキュリティ能力の向上にも取り組んでいる。さらに2010年4月には、オバマ米国大統領の提唱により、核セキュリティ・サミット^(注22)が米国で開催される予定であり、日本はその準備会合を開催するなど、サミットの成功に向けた貢献を行っている。

(注14) 包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で各国が締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど、検認活動が強化される。2009年12月現在、94か国が締結。

(注15) 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (HCOC)があり、日本はこれにも参加している。

(注16) PSI (Proliferation Security Initiative)とは、大量破壊兵器等の拡散阻止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同してとり得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に開始。活動に際しては、特定の事態や対象国を想定はしない。2009年12月現在90か国以上が、PSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練として、2004年10月に相模湾沖及び横須賀港内において「Team Samurai 04」を、2007年10月に伊豆大島沖及び横浜港、横須賀港にて「Pacific Shield 07」を主催。また、他国主催訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

(注17) ASTOP (Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation)とは、日本のほか、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ及びニュージーランドが参加し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う日本主催の多国間協議。最近では2009年12月に開催。

(注18) アジア諸国政府の輸出管理担当者、民間企業、研究者等を日本に招待して、日本を始めとする輸出管理先進国の取組を紹介するとともに、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換するセミナー。最近では2010年1月に開催し、27か国・地域が参加。

(注19) 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置 (Safeguards)、原子力安全 (Safety) 及び核セキュリティ (Security) の頭文字をとって「3S」と称されている。

(注20) 核テロリズムに国際的に対抗することを目的に、数多くの関連会合やワークショップを開催している。2009年12月現在、76か国が参加し、4機関 (EU、IAEA、国際刑事警察機構 (ICPO-interpol) 及び国連薬物犯罪事務所 (UNODC)) がオブザーバーとして参加している。

(注21) 同会議は2006年に第1回が開催され、今回はそのフォローアップ会議として開催された。ASEANや中央アジアの諸国を中心に、アジア地域から17か国が招待された。

(注22) 2009年4月のプラハ演説において提唱され、核テロを地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威とし、そのための既存の体制の強化を目的としている。原発所有国や新規導入検討国等43か国及び4国際機関 (国連、IAEA、EU、NATO) が招待される予定。

□ 二国間原子力協定

二国間の原子力協力については、5月のプーチン・ロシア首相が訪日した際に日露原子力協定に署名した。カザフスタンとは2007年

から原子力協定の締結交渉を継続して実施してきているほか、韓国とも1月に首脳間で原子力協定の締結交渉開始に合意し、7月に第1回交渉を実施した。

(5) 生物兵器・化学兵器

イ 生物兵器

BWC^(注23)は、生物兵器の開発・生産・保有等を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みであるが、条約遵守の検証手段に関する規定がない。検証手段の導入については、生物剤や毒素への実効的な検証が極めて困難であるとの議論があり、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議において、条約の強化のために、次回運用検討会議(2011年)までの年次会合プロセスが合意され、2009年は、8月の専門家会合及び12月の締約国会合で、「平和目的の生物学的科学技術の国際協力の向上のための、疾病サーベイランス、検知、診断及び封じ込め等の分野におけるキャパシティ・ビルディングの促進」について議論された。日本は、専門家会合において作業文書の提出や専門家によるプレゼンテーションを実施したほか、締約国会合において「JACKSNNZ」^(注24)を代表して共同作業文書を提出し、議論の活性化に貢献した。

(6) 通常兵器

イ クラスター弾^(注26)

クラスター弾の使用、所持、製造等を禁止する「クラスター弾に関する条約」が2010年8月に発効する。日本は、2009年7月に締結した。一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)の枠組みでも、引き続きクラスター弾の規制について議定書交渉が行われている。日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった対策を実施してきた。今後もこのような支援を実施していくとともに、主要生産

□ 化学兵器(CWC)

CWC^(注25)は、化学兵器の生産・保有・使用等を包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めるとともに、条約の遵守を検証制度(申告と査察)により確保しており、大量破壊兵器の軍縮に関する条約としては画期的な条約である。

CWCの目的である化学兵器のない世界を実現する上で、普遍化促進及び国内実施措置強化は不可欠であり、日本はこれらの課題に対して積極的に取り組んできている。1月に、日本が条約締結促進を支援してきたイラクがCWCに加入したほか、11月には東京で化学プロセスの安全管理に関するワークショップを開催した。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、一日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

国・保有国に「クラスター弾に関する条約」への参加を働きかけていく考えである。

□ 小型武器

国際社会に過剰に存在する小型武器が、非合法的な武器の取引、紛争の長期化や激化、治安回復の遅れ等の問題を引き起こしている。日本は、小型武器決議の作成を始め、国連における議論に貢献すると同時に、武器回収、廃棄、啓発活動等の小型武器対策プロジェクトを支援している。

(注23) 1975年3月発効。締約国数は163か国(2009年12月現在)。

(注24) JACKSNNZ:日本、オーストラリア、カナダ、韓国、スイス、ノルウェー、ニュージーランドの頭文字を略したもの。非EU西側諸国による非公式グループ。

(注25) 1997年4月発効。締約国数は188か国(2009年12月現在)。

(注26) 一般的に、航空機等から投下、発射される容器の中に複数の子弾を内蔵した弾薬のこと。不発弾が多いことが問題とされ、不発弾による民間人の被害が問題となっている。

八 対人地雷

日本は、実効的な対人地雷禁止と、被害国への地雷対策支援の双方を強化する包括的な取組を推進しており、アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）^(注27)加入の働きかけに加え、1998年以降、40か国に約400億円の地雷対策支援を実施している。11～12月、コロンビアで、オタワ条約の閣僚級会議が開催され、日本製の地雷除去機の展示やシンポジウムの開催により、産官学民一体となった日本の貢献を示した。

二 武器貿易条約（ATT）構想

武器の輸出、輸入及び移譲を管理し、「責

任ある」貿易を確保するための武器貿易条約構想につき、7月の国連作業部会で、管理されない武器貿易が引き起こす諸問題に対処するための国際的取組の必要性を明記した報告書が採択された。2012年国連会議での条約作成を目指し、2010年から交渉プロセスが開始される。

ホ 国連軍備登録制度^(注28)

2009年に3回の政府専門家会合が開催され、小型武器を登録対象とするか否かを含め、主要武器の輸出入を国連に登録する本制度の強化・改善策が話し合われた。



地雷除去の様子(写真提供:山梨日立建機)

(注27) 対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去等を義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2009年12月現在の締約国数は、日本を含め156か国。

(注28) 1991年に日本が当時のEC諸国と協力して提案した本件制度では、大規模侵攻用の攻撃兵器7カテゴリー（戦車、装甲戦闘車両、大口徑火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイル及びミサイル発射装置）の通常兵器の輸出入に関する情報を国連事務局に提出することとなっている。

5. 海上安全保障

(1) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

イ 海賊事案の現状と国際的な取組

2009年は前年に引き続きソマリア沖・アデン湾では海賊事案が多発、急増（2009年の発生件数は2008年の約2倍）し、その対策が国際的な重要課題となっている（下記図表参照）。また、約30か国が軍艦・軍用機等を派遣しているアデン湾では、海賊事案が減少している一方、秋以降、ソマリア東方沖水域やセーシェル諸島近海にまで海賊事案が拡大しており、新たな課題となっている（次項図表参照）。

1月には、国連安保理決議第1851号（2008年12月採択）に基づき、ソマリア沖海賊対策に関するCG会合が設置され、海賊対策における国際協調が進展した。日本は、9月に開催された第4回CG会合（於：ニューヨーク（米国））において議長国を務め、関係国間の調整を行うなど、積極的な貢献を行っている。

ロ 自衛隊派遣と「海賊対処法」の成立

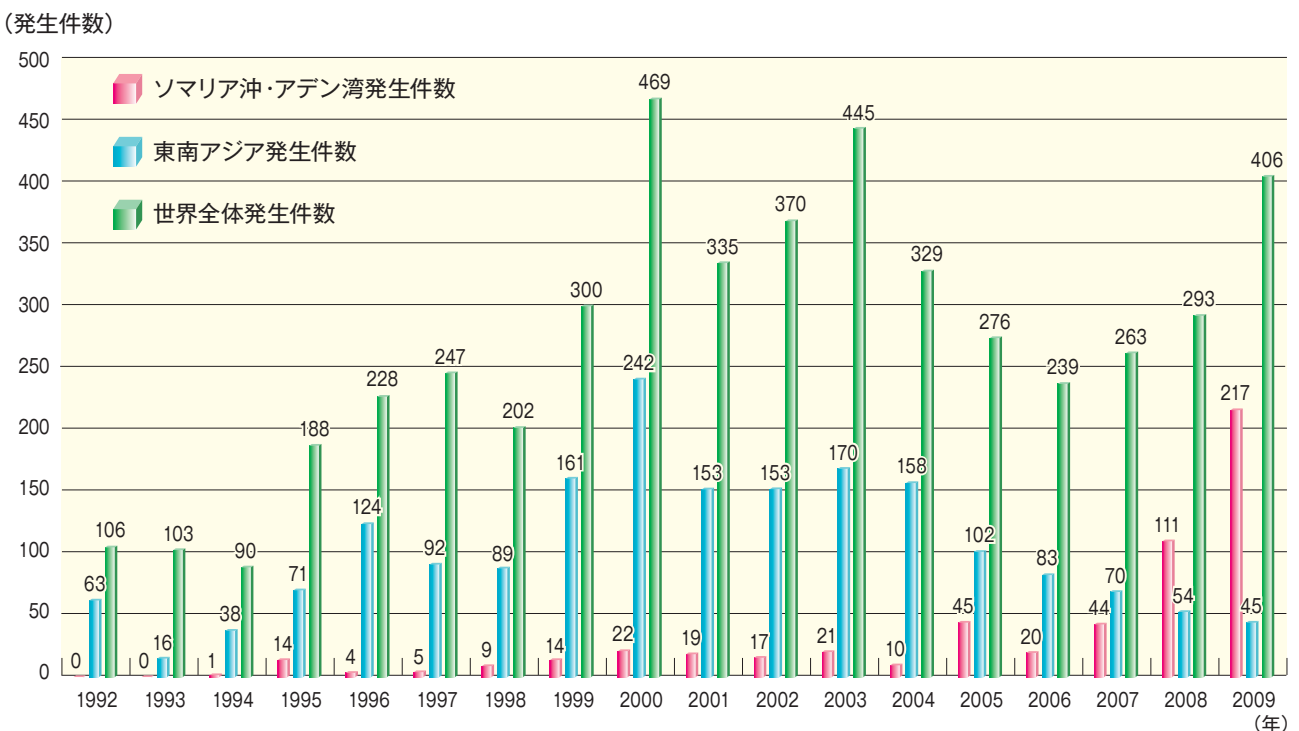
日本政府は、アデン湾で多発する海賊事案から日本関連船舶や日本人の生命・財産を保

護し、この海域の航行の安全を確保するため、3月、新法の整備までの応急措置として、海上警備行動を発令した。同月には海上自衛隊の護衛艦2隻（海賊を拘束した際の逮捕等所要の捜査活動を実施する場合に備え海上保安官8名が同乗）が同海域に派遣され、商船等の護衛活動を開始した（写真参照）。

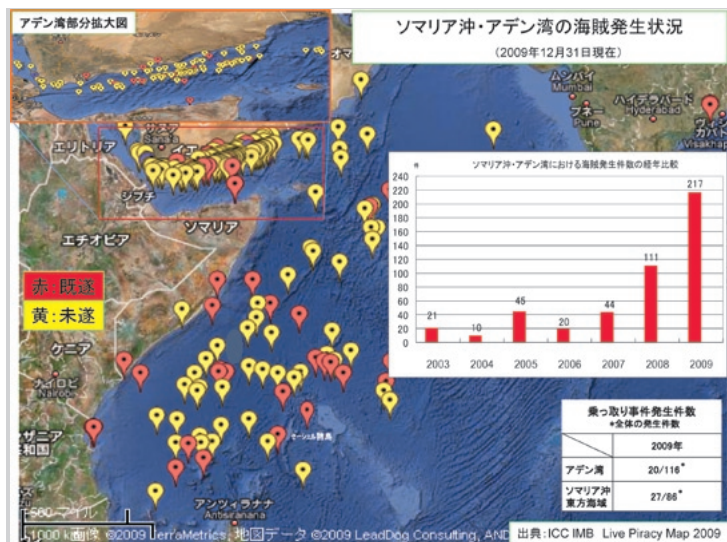
6月には、「海賊対処法」が成立した。同法では、海賊行為を定義・犯罪化し、海上保安庁及び自衛隊が海賊対処にあたることを規定した。当初は護衛対象が日本関連船舶に限られていたが、同法下では、自衛隊艦船がすべての船舶を護衛することが可能となった。また、6月中旬からは、ジブチを拠点としてP-3C哨戒機（2機）が警戒監視や情報収集、民間船舶や海賊対処に従事する他国艦艇への情報提供を行っている。

自衛隊が提供した情報に基づいて各国海軍が不審な船舶の武装解除を行った例も多く、護衛活動及び警戒監視活動は、護衛を受けた船舶関係者だけでなく各国政府からも高く評価されている。

全世界の海賊事案発生状況（国際海事局（IMB）年次報告）



ソマリア沖・アデン湾の海賊発生状況（2009年12月31日現在）



自衛隊による護衛を受けた民間商船の日本人船長から（防衛省提供）

「湾岸戦争時、米軍に護衛されながら、タンカーでペルシャ湾を航行したのですが、そのときは日本の船がいなくて心細い思いもしました。しかし、今回のアデン湾では、日本の護衛艦に守られ、本当に心強く感じました。現地での海賊対処は過酷な任務と聞いておりますが、日本の船員たちはみな日本の自衛隊に感謝しています」（匿名）

「海賊行為が多発する海域を航行する際の恐怖・不安は相当なもの。また、航行中でも不眠不休で船橋で指揮を執らざるを得ません。自衛隊による海賊対処が始まり、日の丸をためかせたヘリが頭上近くを旋回、お互いが手を振り合って意志疎通が図れたときは、涙が出そうなほど有難く、非常に心強く感じました。護衛していただいた自衛隊の方々ならびに日本政府に対する感謝の気持ちでいっぱいです」（匿名）



護衛艦による護衛活動

ハ ソマリア周辺国への支援及びソマリア情勢安定化のための多層的取組

上述に加え、政府は、ソマリア沖海賊問題を解決するためには、周辺国の海上取締り能力の向上と、不安定なソマリア情勢の安定化を含めた多層的な取組が必要であるとの考えの下、これらを実現するため様々な支援を行っている。

ソマリアに対しては、人道支援、治安向上支援及びAUソマリア・ミッション(AMISOM)支援等、2007年以降の実績として計8,520万米ドルを拠出した。これに加え、2010年2月に来日したアリ・ソマリア「外相」に対して、

岡田外務大臣から追加的支援（警察支援1,000万米ドル、人道支援及び公共インフラ改修2,520万米ドル）を実施する旨を伝達した。

また、ソマリア周辺地域における海賊対策の訓練センター及びISC設立を支援するため、日本の主導で、国際海事機関(IMO)に設置された基金に対し、約14億円を拠出した。海上取締り能力向上のために、ソマリア周辺国の海上保安機関職員を引き続き日本に招へいして研修を行うとともに、イエメンへの巡視艇供与及び専門家派遣も検討が進められている。

(2) アジア地域における海賊対策

「アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)」は日本の主導の下、2006年9月に発効した。シンガポールに設立されたISCは、加盟国各国が海賊情報を共有することを可能にしており、国際的にも高い評価を得ている。上述のソマリア沖・アデン湾の海賊対策への取組においても、ReCAAPをモデルとした地域協

力の枠組みづくりが進められている。そのほか、マラッカ・シンガポール海峡の航行の安全については、海運国や沿岸国間の国際協力の枠組みである「協力メカニズム」に対し、民間からの基金拠出も含めた支援の意思を表明した。

6. 平和構築

(1) 現場における取組

イ 国連PKO^(注1)等への貢献

冷戦終結後、内戦の増加等国际環境の変化に伴い、停戦監視等の伝統的な任務に加えて、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR：Disarmament, Demobilization and Reintegration）や治安部門改革、選挙、人権、法の支配等の分野における支援、政治プロセスの促進、紛争下の文民の保護など、多くの任務を与えられた国連PKOが設立されており、その要員数は最大のミッションで約20,000人、展開中の19の国連ミッション全体で98,000人を超えている（2009年12月末現在）。こうしたミッションの複雑化・大規模化と、必要な資源の不足という事態を受けて、国連を始めとする多くの場でPKOの改革をめぐる議論が行われている。

2008年7月のG8北海道洞爺湖サミット首脳宣言や2009年7月のG8ラクイラ・サミット首脳宣言において平和維持・平和構築に関する軍、警察、文民の能力強化について言及されたように、世界的な平和維持能力の強化が重要な課題となっている。こうした観点から、日本は、アフリカ等のPKO訓練センターの支援を行っているほか、10月、国連PKOの幹部要員候補を対象とする訓練コー

スを米国と共催した。

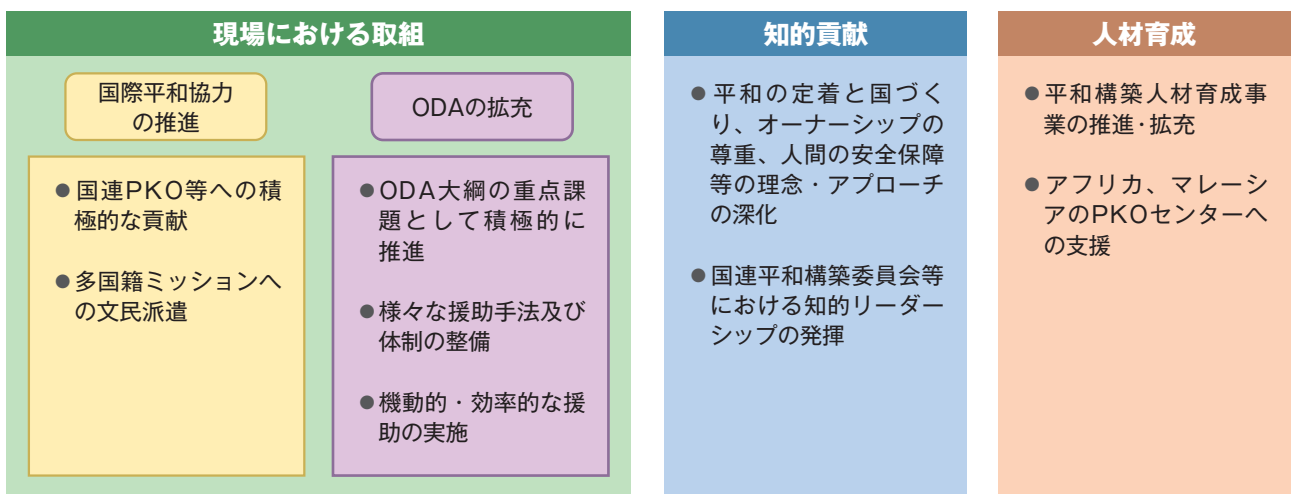
日本は、1992年に制定された国際平和協力法（PKO法）に基づき、これまで11の国連

国連ミッションへの派遣状況 (上位5か国、G8諸国及び近隣アジア諸国)

順位	国名	派遣人数
1位	バキスタン	10,764名
2位	バングラデシュ	10,427名
3位	インド	8,757名
4位	ナイジェリア	5,807名
5位	エジプト	5,155名
11位	イタリア	2,451名
15位	中国	2,136名
17位	フランス	1,610名
38位	韓国	397名
41位	ロシア	365名
44位	ドイツ	288名
46位	英国	282名
56位	カナダ	170名
72位	米国	75名
85位	日本	39名

(注) 日本は、国連ミッションに54名を派遣しているが、このうち15名は、国連によって経費が賄われない要員であるため、国連統計には含まれていない。
データ元：国連ホームページ（2009年12月末現在）

平和構築分野での日本の取組



(注1) United Nations peacekeeping operations(国連平和維持活動)：UNPKO又は単にPKOという。PKOとは本来、国連安保理決議に基づき、停戦合意の成立後に国連が紛争当事者の間に立って停戦や軍の撤退等を監視することにより、事態の沈静化や紛争の再発防止を図り、紛争当事者による対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、現在はこれらの伝統的な任務に加え、選挙、難民帰還等の支援から行政・警察能力強化までも任務とする複合的なPKOが増加しており、任務の多様化、複雑化の傾向が進んでいる。

PKOなどに延べ5,100人以上の要員を派遣してきた。12月末現在、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に46名、UNMISに2名、UNMINに6名の計54名の自衛官を派遣している。これらに加え、2010年2月からMINUSTAHに自衛隊の部隊等（約350名）の派遣を開始した。また、同法に基づき、2009年1月には、ガザ地区のパレスチナ被災民を支援するため、UNRWAに毛布29,000枚等、同5月にもスリランカの被災民を支援している国際移住機関（IOM）に対して、給水容器30,000個等の支援物資を提供した。

□ 平和構築に向けたODA等による協力

ODA大綱や、「国際協力企画立案本部」^(注2)が策定した「2009年度国際協力重点方針」^(注3)は、「平和の構築」を重点課題の一つとして位置づけている。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、紛争の予防や緊急人道支援とともに、紛争の終結を促進する支援から平和の定着や国づくり支援に至るまで、継ぎ目のない平和構築支援に積極的に取り組んでいる。

① アフガニスタン

アフガニスタンの安定と復興は、国際社会の平和と安定に関わる最重要課題の一つである。このため、日本はアフガニスタンの平和構築のために、警察支援、麻薬対策支援、地雷除去支援などを積極的に実施してきたほか、DDRや非合法武装集団の解体（DIAG）において主導的な役割を果たしてきた。加えて、5月から、アフガニスタンで活動するPRTに開発援助調整のための文民支援チーム（4名）を派遣している（詳細は第2章第4節2.（1）「北大西洋条約機構（NATO）との協力」を参照）。

11月には、日本はアフガニスタン・パキスタンに対する新たな支援策として「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表した。この中で、アフガニスタンに対しては、警察支援等の治安能力向上支援、元タリバーン末端兵士の職業訓練や雇用創出のための支援とい

った社会への再統合支援、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための基礎生活分野への支援を柱として支援を実施することとしており（アフガニスタン支援の詳細については、第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照）、日本は今後もアフガニスタンの平和構築のために積極的に貢献していく。

② アフリカ

日本は「平和の定着」を対アフリカ支援の柱の一つとして位置づけ、支援を強化してきている。2008年5月、TICAD IVにおいて、人間の安全保障の確立の一環として「平和の定着・良い統治の促進」を重点事項の一つとして取り上げ、継ぎ目のない支援やアフリカにおける平和維持能力の強化等の重要性を強調した。

例えばスーダンでは、2008年5月に開催された第3回スーダン・コンソーシアム会合において、当面約2億米ドルの支援を表明し、20年以上続いた南北内戦により発生した、計18万人の元兵士に対して、DDRの支援を行っている。また、国際機関や日本のNGOと積極的に連携しながら、難民の帰還・再統合支援、地雷・不発弾の除去活動や回避教育、水供給関連施設整備、医療、食糧支援などを行っている。さらに、日本は、スーダンの平和構築のため人的貢献を行っており、現在、国連機関職員として約30人、NGO職員として約25人の日本人がスーダンで活躍している。

③ イラク

イラクの復興と安定化は、日本が取り組む平和構築の最重要課題の一つである。相次ぐ戦争と経済制裁により疲弊したイラクが、自力復興の軌道に乗り、安定した民主国家となるまでの橋渡しとして、イラク国民の生活基盤の再建等に重点を置いた無償資金協力や、中長期的な大規模復興需要を手当てするための円借款供与といった資金協力、技術協力による人材育成を通じて、日本はイラクにおける貢献を一貫して実施してきている。

(注2) 海外経済協力会議で審議された基本戦略の下、ODAの具体的な企画・立案・調整の中核を担う、外務省が設置した会議。本部長は外務大臣。2009年に開催した同本部では、「2009年度国際協力重点方針」「平和の構築」について議論した。

(注3) 海外経済協力会議の結果やODA大綱・ODA中期政策と国ごとの援助指針である国別援助計画を踏まえつつ、外交政策を踏まえた国際協力を推進するため、2007年度から外務省において年度別に策定。

具体的取組としては、イラク国民の生活基盤の再建（電力、水・衛生、医療・保健等）を実施したほか、治安改善支援（警察車両供与、警察訓練等）や、政治プロセス促進のための支援（選挙支援、憲法制定支援、国民融

和促進等）を実施してきた。2009年には、政治プロセス支援の一貫として、1月の地方議会選挙、7月のクルディスタン地域選挙にそれぞれ日本選挙監視団の派遣を行った。

(2) 知的貢献の強化—平和構築委員会

宗教や民族間の対立など様々な要因による地域紛争や内戦は、一度終結しても紛争予防、社会開発等の点において適切なフォローアップがなされないと、紛争状態に逆戻りするケースも少なくない。このような問題意識の下、2005年12月、国連安保理及び総会に対して紛争後の平和維持から復興・開発まで継ぎ目ない支援に関する助言を行うことを目的として、国連平和構築委員会が設立された。

日本は、創立メンバーとして同委員会の活動に貢献してきており、2007年6月から約1年半にわたり議長職を務めた。同委員会は、国連安保理及び総会と緊密に連携しつつ、関係諸機関や市民社会の知見も活用しながら、対象国における平和構築上の優先課題を特定し、国際支援を呼び込む役割を担っている。

現在対象国となっているブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ及び中央アフリカ共和

国について、日本は、これまでの平和構築支援の経験と知見を最大限活用し、人間の安全保障の理念の共有を含め、これらの国における平和構築戦略の策定と実施にイニシアティブをとってきている。また、同委員会は、策定された平和構築戦略枠組みを具体的に実現していくために、各国、国際機関を始めとする様々な拠出主体に対して、対象国への支援の実施を呼び掛けており、日本は、例えばシエラレオネでは電力供給、ブルンジでは元戦闘員の社会復帰支援やインフラ整備、ギニアビサウでは選挙支援、中央アフリカ共和国では教育を通じた基礎生活改善等、平和構築に不可欠な分野で支援を行っている。さらに、同委員会の活動を確固たるものにするため、新規検討対象国の拡大や国連安保理を始め関係機関との協力強化といった点についても、議論を主導している。

(3) 平和構築人材育成事業

平和構築において、人道支援、法の支配の確立、人権の擁護、選挙支援、社会・経済の復興・開発の促進などの活動を担う文民は重要な役割を果たしており、こうした分野で高い専門性を持つ文民の育成は世界的な課題となっている。このような状況を踏まえ、日本は、2007年度に、平和構築の現場で活躍できる日本及びそのほかのアジアの文民専門家を育成することを目的とする、「平和構築人材育成事業」を開始した。2009年度からは、新たなコースの設置による研修員の数と対象の拡大、海外実務研修期間の延長等により、事業を拡充した。過去2年間で約60名に上る本事業の修了生の多くは、既にスーダン、東ティモールなど、世界各地の平和構築の現場で

活動しており、その活躍は国際機関等の関係者から高い評価を得ている。



「平和構築人材育成事業」国内研修でのワークショップの様子（2月、広島 写真提供：広島平和構築人材育成センター（HPC））

7. テロの防止、根絶のための取組

(1) 国際社会のテロ対策の取組の進展

2009年を通じ、国際社会はこれまでに達成された成果を基礎に、多国間及び地域的なレベルでの協力を推進し、国際テロ対策を一層強化してきた。

G8ラクイラ・サミットでは、「テロ対策に関する宣言」を採択し、情報共有とテロ対策能力向上支援分野における協力の必要性、テロリストの移動や資金調達を阻止に関する国際的な制裁実施の強化の重要性などを宣言した。

国連においては、12月に国連総会が「国連グローバル・テロ対策戦略」^(注1)の実施に関連して、国連のテロ対策の調整と一体性を確保するために、国連テロ対策実施タスクフォースの組織化を求める決議を採択し、また、国連安保理がタリバーン及びアル・カーイダ関係者に対する制裁制度の改善を盛り込んだ決議を採択した。

そのほか、テロ資金対策分野ではFATF^(注2)

が、また、テロ対処能力向上支援に関してはテロ対策行動グループ(CTAG)^(注3)が活動を展開するなど、様々な分野でテロを予防・根絶するための多国間協力が進められている。

地域レベルでは、5月に第7回「テロ対策及び国境を越える犯罪に関するARF会期間会合」(於:ベトナム)が開催され、①不法薬物、②バイオテロ・バイオセキュリティ、③サイバーテロ・サイバーセキュリティの分野における具体的プロジェクトの実施が奨励された。ASEMでは、6月に第7回「ASEMテロ対策会議」(於:フィリピン)が開催され、パキスタン情勢、過激化対策等についての議論が行われた。11月の第17回APEC首脳会議(於:シンガポール)では、貿易の安全、航空保安、エネルギー・インフラのテロ攻撃からの保護、テロリスト向け金融対策、サイバーテロなどへの取組の重要性が表明された。

(2) 日本のテロ対策の取組

イ 人材育成、能力向上など

国際テロの防止、根絶には、幅広い分野で国際社会が一致団結し、息の長い取組を継続することが重要である。

日本は、G8等におけるテロ対策の議論に積極的に参画するとともに、テロリストに対する制裁措置を定める国連安保理決議を誠実に履行し、外国為替及び外国貿易法に基づいて、アル・カーイダ、タリバーン関係者等に対し、資産凍結措置を実施している。また、2006年に改正された出入国管理及び難民認定法に基づき、テロリスト等を退去強制措置の対象としている。

国際的なテロ対策協力として、開発途上国

等に対する能力向上支援を重視しており、東南アジア地域を重点として、ODAを活用した支援を継続・強化している。具体的には、①出入国管理、②航空保安、③港湾・海上保安、④税関協力、⑤輸出管理、⑥法執行協力、⑦テロ資金対策、⑧CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロ対策、⑨テロ防止関連諸条約^(注4)等の分野で技術協力や機材供与等の支援を実施している。

特に、開発途上国によるテロ・海賊等に対する治安対策への支援を強化するためのテロ対策等治安無償資金協力の枠組みにより、3月、マレーシアの海上警備能力強化のための無償資金協力を決定し、E/Nに署名した。ま

(注1) 2006年9月、国連総会第99回本会議において全会一致で採択。「テロとの闘い」における国連の能力を強化するための具体的かつ実践的なテロ対策措置を包括的にまとめたもの。

(注2) 1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄(マネーロンダリング)対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、OECD加盟国を中心に32か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

(注3) 2003年6月のG8エビアン・サミットにおいて採択された「テロと闘うための国際的な政治的意思及び能力の向上G8行動計画」により創設が決定され、その主たる目的は、テロ対策のための能力向上支援に関する要請の分析や需要の優先付け及びこれらの被援助国におけるCTAGメンバーによる調整会合の開催。2009年12月までに計16回開催されている。

(注4) テロ防止関連条約については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/kyoryoku_04.htmlを参照。日本は13本すべてのテロ防止関連条約を締結している。

た、同じく3月、マレーシアの海上密輸等取締強化、8月、ヨルダンの空港治安対策強化、9月、ベトナムのハイフォン港における税関機能強化のための無償資金協力をそれぞれ決定し、E/Nに署名した。

さらに関係国・機関とテロ情勢やテロ対策協力についての協議・意見交換を行っており、ASEANとの間では、8月にベトナムで第4回日・ASEANテロ対策対話を開催した。また、7月に東京において韓国との二国間テロ協議、12月には東京で日米豪テロ協議、シンガポールで日・シンガポール・テロ対策対話を実施した。

核物質や放射線源を用いたテロ（核テロ）は、2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、国際社会全体として取り組むべき新たな課題として注目されている。核テロを防止するための核セキュリティ強化については、IAEAや国連等を中心に様々な取組が行われており、日本は、IAEAの核物質等テロ行為防止特別基金への拠出、「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GI）」^(注5)への参加等を通じ、積極的に貢献している。

□ 旧テロ対策特別措置法^(注6)及び補給支援特別措置法に基づく取組

2001年9月11日の米国同時多発テロを受けて、米国や英国を始めとする諸外国は、「不朽の自由」作戦（OEF：Operation Enduring Freedom）の下、アフガニスタン国内においてアル・カーイダ等のテロリスト掃討作戦を行い、また、インド洋において海上阻止活動^(注7)を行っている。

日本は、2001年12月以降、旧テロ対策特別措置法に基づく協力支援活動として、この海上阻止活動に参加する各国艦船に対し、海上自衛隊による燃料等の補給支援を実施してきた。海上自衛隊による補給支援は、諸外国の

軍隊等がこのような海上阻止活動を行う上での重要な基盤となり作戦効率向上に大きく寄与してきた。2007年11月1日、旧テロ対策特措法の失効に伴い、6年間続いた活動は一時的に中断したが、2008年1月にテロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（補給支援特別措置法）が国会で可決され、海上自衛隊の艦船はインド洋での活動を再開した。その後、同年12月に同法を2010年1月15日まで1年間延長する改正法が成立した（2010年1月15日に、補給支援活動は終了した）。

アフガニスタンでは、約40か国もの国々が尊い犠牲を払いながらも国際的なテロリズムの防止・根絶に向けて取り組んでおり、日本はこれまで民生支援や補給支援活動を通じたテロ対策への貢献により、アフガニスタンを含む各国や国連から評価と信頼を得てきた。

日本は、国際社会の信頼の重みも踏まえ、11月10日に発表したテロの脅威に対処するための新戦略（第2章第1節4.（2）、第6節3.参照）の実施を始め、引き続き国際的なテロリズムの防止・根絶に向けた取組に積極的に貢献し、国益の実現につなげていく方針である。



バグダッドの住宅街近くにある外務省の建物前で、爆発による穴の周りに立つ治安部隊と救助隊ら
(8月19日、イラク・バグダッド 写真提供：AFP＝時事)

^(注5) 2006年、米国、ロシアの両大統領が、核テロリズムの脅威に国際的に対抗していくことを目的として提唱。参加国は、核テロ対処能力を強化するためのセミナー、ワークショップなどを実施。2010年1月現在、76か国及びオブザーバーとして4機関(EU、IAEA、ICPO-interpol、UNODC)が参加。

^(注6) 2001年9月11日の米国同時多発テロが国連安保理決議第1368号で「国際の平和と安全に対する脅威」と認められたことなどを踏まえ、日本が国際的なテロの防止・根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与することを目的として制定。2001年10月29日成立、11月2日に公布・施行。

^(注7) 海上阻止活動とは、テロリストの移動や武器、麻薬等の関連物資の移動を阻止、抑止するために、インド洋を航行する不審船舶等に対し無線照会や乗船検査等を行う活動。テロリストや関連物資の移動、資金調達等の制約要因になることによって、アフガニスタンの治安・テロ対策や復興支援の円滑な実施を支えている。

2009年に発生したテロ事件の例（報道等に基づく）

3月3日 パキスタン・クリケット代表チーム襲撃事件 パンジャブ州都ラホールで、クリケットのスリランカ代表チームを乗せた車両が待ち伏せ攻撃を受け、警官6人と民間人2人の計8人が死亡、選手2人が負傷した。	10月5日 パキスタン・イスラマバードWFP事務所自爆テロ事件 イスラマバードにあるWFPの事務所ロビーで、自爆テロ攻撃があり、イラク人職員を含む5人が死亡し、数人が負傷した。パキスタン・タリバーン運動(TTP)報道官が犯行を認めた。
3月15日、18日 イエメン・シバーム等における爆弾テロ事件 ハドラムウト州の観光地シバーム遺跡付近において韓国人旅行者に対する自爆テロにより5人が死亡した。18日、首都サヌア近郊において同テロ被害者遺族等が乗った車両も自爆テロの標的となったが死傷者はなし。アラビア半島のアル・カーイダが犯行声明を発出した。	10月8日 アフガニスタン・カブールにおける自爆テロ事件 カブール市内の内務省及びインド大使館付近で自動車自爆テロが発生し、17人が死亡、80人以上が負傷した。タリバーン報道担当は、インド大使館が主な攻撃対象だったとする犯行声明を発出した。
5月27日 パキスタン・ラホール警察関連施設自爆テロ事件 ラホール中心部にある警察及び統合情報局 (ISI) 支部付近で、武装集団による襲撃と自動車を用いた自爆テロが発生し、少なくとも23人が死亡、約250人が負傷した。	10月10～11日 パキスタン・ラワルピンディ陸軍総司令部襲撃事件 首都近郊ラワルピンディにあるパキスタン軍総司令部で、武装集団8～10人による襲撃・人質事件が起こり、兵士6人、特殊部隊員2人、人質3人の計11人が死亡した。
6月9日 パキスタン・パール・コンチネンタル・ホテル自爆テロ事件 ペシャワルの「パール・コンチネンタル・ホテル」にて、自動車を使った自爆テロが発生し、少なくとも18人が死亡、52人が負傷した。	10月25日 イラク・バグダッド連続テロ事件 バグダッド市内のイラク司法省及びバグダッド県知事事務所の近傍でトラックに積載した爆弾が爆発し、150人以上が死亡、700人以上が負傷した。
7月17日 インドネシア・ジャカルタ連続爆弾テロ事件 ジャカルタのマリオット・ホテルのロビー及びリッツ・カールトン・ホテルのレストランで連続自爆テロが発生し、9人が死亡、53人が負傷した。本件テロ事件の首謀者とされるジャマ・イスラミーヤのヌルディン・トップは、9月にインドネシア当局により射殺された。	10月28日 パキスタン・ペシャワル市場での爆弾テロ事件 ペシャワル中心部の市場で、路傍に駐車してあった車両に仕掛けられていた爆弾が爆発し、少なくとも118人が死亡し、200人余りが負傷した。
8月19日 イラク・バグダッド連続爆発テロ事件 イラク外務省の近傍及び財務省の外側でトラック爆弾が爆発し、95人が死亡、約1,200名が負傷。23日、イラク軍当局はバース党支持者の容疑者が自白する映像を公開したが、25日には、アル・カーイダ系組織「イラク・イスラム国」がウェブサイトで犯行を認める声明を発出した。	12月8日 イラク・バグダッド連続テロ事件 財務省、労働社会問題省付近等で自動車爆弾が次々に爆発し、これらの爆発で127人が死亡し、448人が負傷した。
8月25日 アフガニスタン・カンダハール爆弾テロ事件 アフガニスタン南部カンダハール市内に所在する国家治安局 (NDS) 庁舎付近で複数の自動車爆弾が爆発し、約40人が死亡、60人以上が負傷した。爆発現場付近には、日系建設会社事務所があり、同社のアフガニスタン人、パキスタン人職員数名が死傷した。	12月25日 米国内航空機内における爆破テロ未遂事件 アムステルダム発デトロイト行航空機内において、ナイジェリア国籍の被疑者が所持していた爆発物を爆破させようとしたが、未遂に終わった。
8月27日 サウジアラビア内務次官に対する自爆テロ事件 ムハンマド・ビン・ナーイフ内務次官に対し、ジッダにある同次官私邸においてサウジ人青年による自爆テロが行われ、同次官が軽傷を負った。	12月28日 パキスタン・カラチ爆弾テロ事件 カラチ市中心部で、イスラム教シーア派の行進を標的とした爆弾テロ事件が発生し、45人が死亡し、100人以上が負傷した。TTPが犯行声明を発出した。

8. 国際組織犯罪対策

(1) 国際組織犯罪

日本は、国際的な組織犯罪を防止し、これに対処するための協力を促進し、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備に協力していくため、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。また、贈収賄、公務員による財産の横領等の腐敗に関する問題が、持続的な発展や法の支配を危うくする要因となっていることから、これに有効に対処するための措置や国際協力等を規定した国連腐敗防止条約、情報技術（IT）の急速な発展・普及に伴って深刻化したサイバー犯罪に対する国際協力を進めるためのサイバー犯罪条約の締結についても検討を進めている。

国際社会では、国連の犯罪防止刑事司法委員会が、犯罪防止及び刑事司法分野における政策形成の中心機関として活動している。日本は、1992年の同委員会の発足以来連続して委員国に選出されている。4月に開催された同委員会では、2つのテーマ別議論（「経済的詐欺及びID関連犯罪」及び「刑罰改革及び刑務所過剰収容の縮小（刑事司法制度における法律扶助の提供を含む。）」）について、日本の事例を紹介したほか、6本の決議案についての共同提案国となった。

2010年4月にブラジルのサルバドールにおいて開催される予定の第12回国連犯罪防止刑事司法会議（ kongress ）に向けたアジア太平洋地域準備会合（7月、於：バンコク（タイ））では、「青少年と犯罪」等の各議題について、日本の取組等を紹介し、積極的に議論に参加した。

また、日本は不正薬物、犯罪、テロの問題に包括的に取り組む国連薬物犯罪事務所（UNODC）に設置されている犯罪防止刑事司法基金を通じて、UNODCが実施するアジアにおける人身取引対策プロジェクト及び腐敗対策プロジェクトを支援している。

10月には、ベトナムで犯罪防止刑事司法基金に対する日本の拠出金の一部を利用して、腐敗対策セミナーが実施された。同セミナー



腐敗対策セミナーの様子(10月、ベトナム)

では、ベトナムが締結した国連腐敗防止条約の効果的な実施促進が図られ、日本のODAの被供与国における腐敗対策の取組が強化された。

G8の枠組みにおいても、刑事法制から具体的捜査手法に至るまで、実務的な観点から専門家レベルで幅広い議論が重ねられており、日本もこれに積極的に参加している。これらの成果は、5月に開催されたG8司法・内務大臣会議（於：ローマ（イタリア））に報告され、7月に開催されたG8ラクイラ・サミットの首脳宣言においても、組織犯罪や腐敗等との世界的な闘いについてのG8の専門家によるイニシアティブが支持された。

資金洗浄（マネーロンダリング）及びテロ資金供与対策については、その国際的推進等を目的とした政府間機関である「FATF」^{（注1）}において、国際的基準の策定及びその実施状況の審査、また、当該取組が不十分な国・地域に対して、是正の要請や懸念を表明する声明の発出、さらに、深刻な問題・高リスクが認められる国・地域の特定等の活動が精力的に行われている。また、大量破壊兵器の拡散につながる資金供与の防止など、新たな視点からの対策についても議論が進められており、日本もこれらの取組に積極的に参加している。

（注1） 1989年のG8アルシュ・サミットにおいて、国際的な資金洗浄（マネーロンダリング）対策の推進を目的に招集された国際的な枠組みで、日本を含め、OECD加盟国を中心に33か国・地域及び2国際機関が参加。現在では、テロ資金対策についても指導的役割を果たしている。

(2) 人身取引

近年、偽装結婚やなりすまし等、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきている現状及び国際的な関心が引き続き高いことを踏まえ、12月、政府の犯罪対策閣僚会議は、「人身取引対策行動計画」を改定し、新たに「人身取引対策行動計画2009」を策定した。同行動計画に基づき、日本は、国際捜査共助や被害者の帰国支援、ODAを活用した国際支援などの面で国際的な取組へ積極的に参画していく考えである。日本は、2004年以降人身取引の被害者の送り出し国となっている国を始めとする延べ15か国に政府協議調査団を派遣

し、相手国政府機関、NGO及び国際機関等との間で日本の施策の周知及び情報交換を行っており、3月には韓国へ同調査団を派遣した。また、タイとの間では、人身取引対策に関する日・タイ共同タスクフォースを設立し、定期的に会合を開催している。さらに、日本は、被害者の安全な帰国及び帰国後の支援のためのIOMによる「トラフィッキング被害者帰国支援事業」への抛却や、不法移民・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」への支援を行っている^(注2)。

(3) 薬物

薬物分野における国際的な政策形成の中心機関である国連麻薬委員会は、薬物関連諸条約の履行を監視し、薬物統制の強化に関する勧告等を行っている。日本は、1961年以降2009年まで連続して委員国に選出されており、3月に開催された同委員会では、条約上、規制の対象となっていない大麻種子について、各国、国際機関に、取締強化、情報共有、調査を促す「大麻種子決議」を提案し採択されるなど、積極的に議論に参加した。また、同委員会に先立ち、国連麻薬委員会ハイレベル会合においても、日本は、国内の予防対策を一層推進するとともに、日本の経験と知見に基づく国際協力（代替開発支援、合成薬物対策、薬物乱用防止政策）の推進を表明した。

このほか日本は、引き続き、UNODCに設置されている国連薬物統制計画基金を通じて、国際的な薬物対策を支援している。これにより日本は、ミャンマーにおける不法栽培モニタリング・プロジェクト、全世界的な覚せい剤を始めとする合成薬物の供給削減を目的としたモニタリング及び法執行機関の能力向上のためのプロジェクト並びに東アジア地

域において押収された違法薬物の分析能力の向上と結果の共有のためのプロジェクトなどを支援した。

また、3月には、2008年度の補正予算により、アフガニスタンの麻薬対策のために300万米ドルを抛却した。これにより、国境管理、刑事司法分野の能力強化、麻薬患者対策などのプロジェクトが実施された。



違法栽培されているケシの生育状況を調査する監視員（ミャンマーにおけるケシの不法栽培監視プロジェクト）
(写真提供：UNODC)

(注2) 日本は、「バリ・プロセス」のホームページの維持運営費を抛却。本ホームページは、IOMバンコク事務所により管理され、「バリ・プロセス」参加国の取組の情報や専門家会合の成果物等が掲載されている。

9. 人権

(1) 国連における取組

イ 国連人権理事会

国連人権理事会は、2006年6月にジュネーブにおいて初回会合が開催されて以降、2009年末までに計12回の通常会合及び計12回の特別会合が開催された。

2009年は、人権理事会通常会合が3月、6月及び9月に開催された。3月の第10回人権理事会においては、日本は北朝鮮の人権状況について調査・報告を行う特別報告者の任務を延長する決議案をEUと共同で提出し、この決議案は賛成多数で採択された。9月の第12回人権理事会においては、カンボジア政府との建設的な対話と協力を経て同国の人権状況に関する協力決議案を作成・提出し、全会一致により採択された。

ハンセン病差別撤廃に関し、日本は、9月の第12回人権理事会において、ハンセン病差別撤廃決議案を提出し、60か国による共同提案の下、全会一致により採択された。この決議は、8月の第3回人権理事会諮問委員会において策定されたガイドライン案に対する各国、NGOによる意見表明の機会確保を主な内容とする。これに先立ち、1月にジュネーブにおいて、国連主催の「ハンセン病差別撤廃に関する国際会議」が開催された。日本からは、笹川陽平ハンセン病人権啓発大使等が出席し、開会式でスピーチを行ったほか、日本の施策について紹介するなど積極的に会議に貢献した。また、上記ガイドライン案の策定に当たっては、日本の坂元茂樹人権理事会諮問委員会委員が中心的な役割を果たした。

通常会合に加え、1月及び10月には東エルサレムを含むパレスチナ占領地における人権状況についての特別会合が、5月にはスリランカの人権状況に関する特別会合が開催された。日本は、パレスチナにおける人権状況に関し、イスラエル側とパレスチナ側の双方が中東和平実現に向けて真剣に対応するよう、両当事者に積極的に働きかけており、スリランカに対しても、5月の内戦終結以前から、累次の機会に、人権・人道上の問題点を指摘し、改善の働きかけを行ってきている。

2006年の人権理事会創設に際し、国連加盟

国すべての人権状況を平等に審査する枠組みである普遍的・定期的レビュー（UPR）が新たに導入された。2009年は、同作業部会が2月、5月及び12月に開催され、合計48か国が審査を受けた。12月に開催されたUPR北朝鮮審査においては、日本は拉致問題の早急な解決、食糧等にアクセスする権利の確保、脱北者に対する処罰の停止、国連人権メカニズムとの対話と協力等に取り組むよう北朝鮮に勧告した。

ロ 国連総会第3委員会

10月から11月にかけてニューヨークで開催された第64回国連総会第3委員会では、国別やテーマ別の人権問題に関して議論が行われ、日本がEUと共同で提出した北朝鮮人権状況決議案を含め約60本の決議が採択された。

北朝鮮人権状況決議は、5年続けて賛成多数で採択された。この決議は、北朝鮮における組織的で広範かつ重大な人権侵害に対して極めて深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対してすべての人権と基本的自由を完全に尊重するよう強く要求するものである。特に拉致問題については、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含め、拉致問題の早急な解決を強く要求することが明記されている。同決議案は、12月の国連総会本会議においても多数の賛成票を得て採択された。

ハ その他重要課題

児童と武力紛争の問題に関しても進展が見られた。1998年に本件が正式に国連安保理の議題として取り上げられ、議長声明が採択されて以来、これまでに6本の決議が採択されている。2009年8月には、児童に対する深刻な人権侵害として指摘されている6つの侵害（①児童の徴兵・使用、②児童の殺傷、③レイプその他の性的暴力、④児童の誘拐、⑤学校・病院への攻撃、⑥人道アクセスの拒否）のうち、紛争当事者を国連安保理による監視の対象とする基準を、①のみならず、②及び③にも拡大することなどを内容とする新しい

決議、国連安保理決議1882号が全会一致で採択された。なお、同決議の採択にあたり日本を含む46か国が共同提案国となった。

9月には、第63回国連総会において、女性の地位向上・ジェンダーの主流化の分野で活動する4つの機関を統合し、新たな機関の設立を支持する決議が全会一致で採択された。

また、2010年は、1995年の第4回世界女性会議で北京宣言及び北京行動綱領が採択されてから15周年を迎える。これに先立ち、11月、バンコクにおいて国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）の主催により、同綱領等の実施状況を評価するための会合が開催された。目黒依子国連婦人の地位委員会（CSW）日本代表から、アジア太平洋諸国における男女共同参画社会の実現に向けた取組の参考と

なるよう、日本政府の制度・機構整備や国際協力等の取組を公式声明として紹介するなど、積極的に議論に参加した。



国連人権理事会特別会合の様子(10月15日、スイス・ジュネーブ 写真提供:UN Photo/Jean-Marc Ferre)

(2) 人権条約に関する取組

日本は、2009年7月、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）の批准書を国連事務総長に寄託した。本条約には、拉致を含む強制失踪が犯罪として処罰されるべきものであることを国際社会において確認するとともに、将来にわたって同様の犯罪が繰り返されることを抑止するという意義がある。日本は同条約の批准により、拉致を含む強制失踪に立ち向かう強い意思を国際社会に示した。

また、同月、日本が2008年4月に提出した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）に関する第6回政府報告について、女子差別撤廃委員会による審査がニューヨークで実施された。

この審査を踏まえ同委員会が8月18日に公表した最終見解の中には、民法の改正（婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等）、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた検討の継続等、多岐にわたる事項について、同委員会としての関心事項及び勧告が含まれている。

さらに12月には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）に関する第3回政府報告及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）に関する第5回政府報告に対する、自由権規約委員会の最終見解についての日本政府コメントを、それぞれ国連に提出した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

人権の保護・促進のためには、二国間の対話を通じた相互理解の醸成も効果的な手段であることから、日本は二国間の対話の実施を重視している。2009年7月には、第5回日中人権対話を東京で開催し、両国の人権分野に

おける政策と実践や国連における人権分野での協力について意見交換を行った。また、10月に東京で開催された日・スーダン政策対話において、日・スーダン人権対話を再開することが合意された。

(4) 難民問題

日本における難民認定申請者が近年増加傾向にある中、真に支援を必要としている人へのきめ細かな支援に取り組んでいる。

また、国際貢献及び人道支援の観点から、2008年12月の閣議了解により、2010年度から3年間のパイロットケースとして、タイの難民キャンプから1年当たり約30人(家族単位)のミャンマー難民を第三国定住により日本に受け入れることが決定された。これを受け、受入れ対象難民の選考作業や、出国前の健康診断や研修、入国後の定住支援プログラム等の準備が進められている。



ミャンマー人難民キャンプの様子(タイ)

(5) 国際人権・人道法模擬裁判

日本は、国際法に関心を有するアジア諸国(日本を含む)の大学生の能力向上を支援するとともに、広く国際人権・人道法についての知識の普及及び理解の増進等の啓発を行うため、「国際法模擬裁判」を開催している。7回目となる2009年は、先住民の権利問題をテーマに、アジア7か国(インドネシア、シ

ンガポール、タイ、中国(香港)、パキスタン、フィリピン、ベトナム)から約30人の学生が来日し、日本の学生とともに、英語による書面陳述及び弁論能力等を競った。これには、国際法を専門とする大学教授や実務家などが裁判官として審査に参加した。

(6) その他(子の親権問題)

近年、国際結婚が増加した結果、結婚生活で困難に直面した、国籍が異なる父母の一方が子供を現地の法律に反して母国に連れ去り問題となる事案が発生している。このような問題については、米国、英国、フランス、カナダ等から日本に対し、個別事案への対応及び「国際的な子の奪取の民事面に関する条約(ハーグ条約)」締結の申入れがなされている。この条約は、子に対する監護権の侵害を伴う国境を越えた移動について、そのような移動自体が子の利益に反しており、また、監護権の所在を決着させるための手続は移動前の常居所地国^(注1)で行われるべきとの考えに基づき、子を常居所地国に戻すための国際協力の仕組み等を定めるものである。日本政府はこ

の問題の重要性を認識し、ハーグ条約を締結する可能性につき検討するとともに、予防的な措置等を講じてきている。昨今の子の親権をめぐる問題の広がり等を踏まえ、外務省では、この問題への取組を強化し、省内業務全体の統括・調整を行うため、2009年12月に「子の親権問題担当室」を設置した。また、同月には第1回日仏連絡協議会、2010年1月には第1回日米協議会を実施し、関係国間で生じている事案についてそれぞれの国における現行の法制度の下での可能な解決を目指し、情報交換を行った。

同年2月には、本件問題についての日本の取組に対する理解を深めるため、関心のある国の在京大使館に対して説明会を開催した。

(注1) 通常居住している場所。国際私法において、連結点として用いられ、住所および居所とは異なる概念として、ハーグ国際私法会議により創出された。

10. 国際社会における「法の支配」

(1) 「法の支配」とは

国際社会における「法の支配」には、新しい国際法秩序の形成・発展というルール形成の側面、国際法に基づき国家間の紛争を平和的に解決していくという紛争解決の側面及び各国国内における法整備の側面がある。

ルール形成の側面においては、日本として、日々形成されている国際ルールに構想段階から積極的に参画し、日本の理念や主張を反映させていくことが重要である。日本は、国連国際法委員会（ILC）及び国連総会第六委員会における国際法の法典化作業や、ハーグ国際私法会議等における国際私法分野の条約作成作業、並びに各種の国際的枠組みにおけるルール形成等に積極的に参加している。また、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）

やCEにおける国際公法法律顧問委員会（CAHDI）といった地域的な国際法フォーラムにも貢献している。

紛争の平和的解決の側面においては、日本は、国際法にのっとった紛争の解決を重視している。このため、国際裁判所に対しては、国際司法裁判所（ICJ）、ICC、国際海洋法裁判所（ITLOS）に裁判官を輩出し、人材面を含む支援を通じて、その実効性と普遍性の向上に努めている。

国内法整備の側面においては、日本は、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力に積極的に取り組んでいる。これらの支援は人間の安全保障の強化にも貢献している。

(2) 刑事分野における取組

日本は、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷であるICCに対し、2007年10月の加盟以来、様々な貢献を行っている。日本はICCの最大の財政貢献国であり、人材面でも、齋賀富美子裁判官の逝去等を受け、2009年11月の裁判官補欠選挙において、尾崎久仁子政策研究大学院大学教授がトップ当選を果たした。また、「侵略犯罪」の定義を含め、初のICC規程検討会議に向けた議論や3月のAALCOとの共催によるICC加盟促進セミナーの開催など、ICCがより普遍的な組織として持続的に発展するための協力を行っている。さらに、12月にはソンICC所長が訪日し、閣僚や有識者との交流を通じ、ICC及び日本双方の取組に対する

内外の理解の増進を図った。今後もこうした活動を通じて、国際刑事法・人道法の発展及び国際社会における重大な犯罪行為の撲滅に積極的に貢献していく考えである。

また、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備に積極的に取り組んでいる。必要な証拠の提供等を一層確実にできるようにするとともに、刑事事件の捜査、手続の効率化及び迅速化を可能とする刑事共助条約（協定）の締結は、そうした取組の一例である。ロシアとの間では5月12日に署名が行われ、香港との間では9月24日に発効した。さらに、4月にはEUとの間で交渉を開始し、12月15日に日本側の署名が行われた。

(3) 日本の外交・安全保障の基盤の枠組みづくり

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。また、東アジアの安全保障環境を整備する観点から、重要課題である六者会合や日露平和条約の締結等に向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

大量破壊兵器や通常兵器の軍縮及び不拡散も、良好な安全保障環境を形成し、世界全体に平和を築く上で重要な課題であり、日本は、この分野において、国際的な枠組みやルールの設定、それらの普遍化等に取り組んでいる。2009年7月には、不発弾も含めて一般市民に

無差別な被害を及ぼすクラスター弾の使用・開発・生産等を禁止するクラスター弾に関する条約の締結に必要な手続を終え、7月に国

連事務総長に受諾書を寄託した。同条約は2010年8月に発効する予定である。

(4) 海洋をめぐる諸問題

海洋国家である日本にとって、正当な海洋権益の確保は国の根幹にかかわる問題であり、国連海洋法条約を始めとする海洋の国際法秩序の発展が日本の国益を守っていく上でも重要である。このような立場から日本はITLOSの役割を重視しており、裁判官の輩出（現在は柳井俊二判事）や財政面での貢献を通じて同裁判所の活動を支えている。10月にはジーザスITLOS所長を招へいし、政府要人との会見、海洋法関係有識者との意見交換を通じて、日本のITLOSに対する活動や、

国際社会における「法の支配」を推進する外交姿勢に対する内外の理解増進を図った。

また、日本は、中国との間でEEZ・大陸棚の境界が未画定である東シナ海において、2008年の了解に基づき、資源開発についての協力を進めるため中国側に働きかけているほか、韓国との間でも、EEZの境界画定交渉及び海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組み交渉を継続しており、これらの問題について、一貫して国連海洋法条約を始めとする国際法に基づく解決を目指している。

(5) 経済・社会分野における取組

諸外国との経済面での協力関係を法的に規律する国際約束は、貿易・投資の自由化や人的交流の促進につながり、日本国民及び企業の海外での活動の基盤整備に役立つ重要な政策手段である。また、環境、人権等のいわゆる社会分野での国際約束も、国民の生活に大きく影響するものであり、日本及び国際社会全体にとって有益な法的枠組みをこの分野で構築していくことが重要である。こうした観点から、経済・社会分野の国際約束の交渉・締結について、国民のニーズを踏まえた積極的な取組を行っている。2009年には、各国との間で、EPA、投資協定、租税条約、社会保障協定、航空協定等を締結した。多国間の枠組みにおいても、人権、漁業、郵便などの分野で各種の国際約束を締結している。また、日本は、気候変動に関する2013年以降の新たな枠組みに関する議論を始めとした国際的な

ルールづくりにも積極的に参画している。加えて、日本国民及び企業の生活・活動を守り、促進するために、WTO紛争解決制度の活用を始めとして、作成された国際ルールの適切な実施が確保されるよう取り組んでいる。



岡田外務大臣（右）とマッカーリー・ニュージーランド外相の科学技術協定署名式（10月28日、東京）